

③ 各年度における認定こども園の目標設置数

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況などによらず柔軟にこどもを受け入れられる施設であることを踏まえ、地域住民の利用希望などに沿って利用が可能となるよう、市町村ごとに目標設置数などを定めます。

④ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育を行う者の見込み数

教育・保育の提供が必要なこどもの数を定めた市町村子ども・子育て支援事業計画を基本として、現行の認定こども園や幼稚園、保育所の施設数などを勘案し、必要となる保育教諭、幼稚園教諭、保育士及び家庭的保育者等の見込み数を定めます。

(3) 「都道府県社会的養育推進計画」に定めることとされている事項

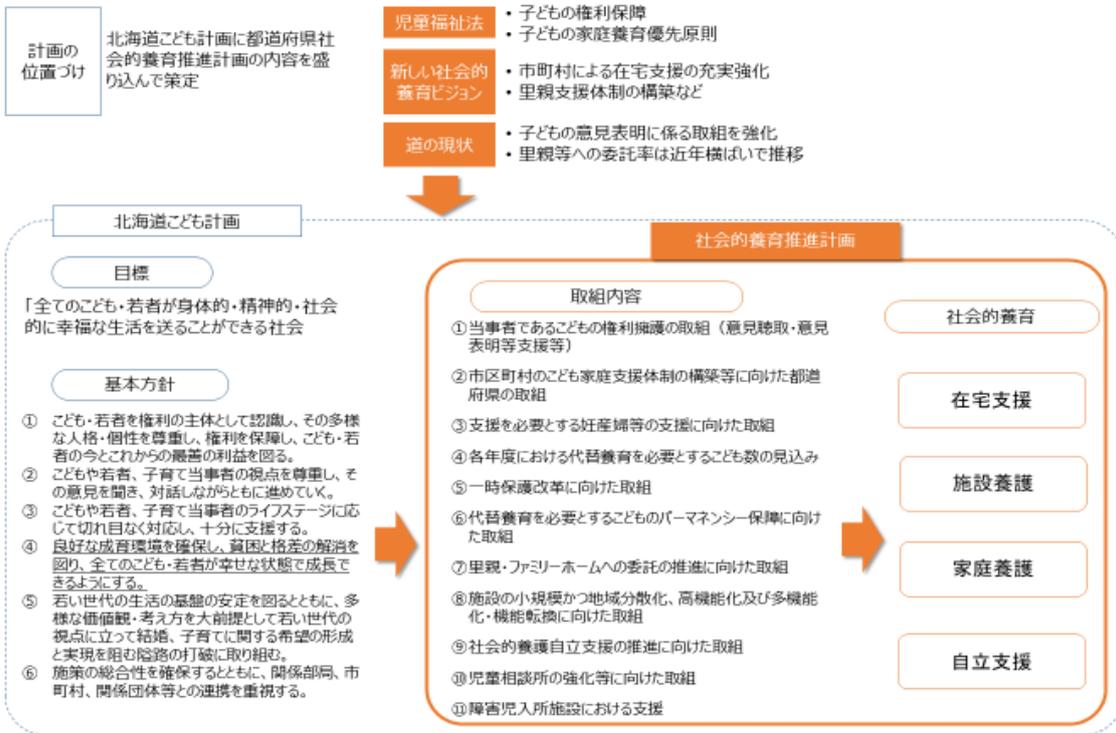
平成28年(2016年)改正児童福祉法では、こどもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、こどもの「家庭養育優先原則」が明記され、令和4年(2022年)改正児童福祉法では、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、所要の措置が講じられました。

今般、国から既存の計画を見直し、新たな計画を策定するに当たっての基本的な考え方や計画に記載すべき事項等をまとめた「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が示されたことから、本要領に基づき里親等委託率などの指標等を設定します。

(4) その他の指標

「第4期少子化対策計画」、「第2次青少年計画」、「第2期貧困対策計画」で設定した項目のほか、「こども大綱」や他の計画で数値目標や指標として掲げられた項目を基に、「こどもまんなか社会」の実現の視点に立ち、設定します(具体的な項目はP142)。

社会的養育推進計画の基本的な考え方



社会的養育の全体像



3 目標達成に向けた基本的な方針と具体的な取組

目標達成に向け、「こども大綱」に示された(1)から(6)の6つの基本方針に沿って、①～⑥の取組を進めます。

(1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

① こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

○こどもの権利の普及啓発

- ・ 子どもの権利条約やこども基本法、(仮称)北海道こども基本条例について、こども・若者や子育て当事者を含む、全ての道民に正しく理解されるよう情報発信や普及啓発に取り組みます。

○こどもの権利に関する学習機会の確保

- ・ こどもの発達の段階に応じた、多様性の尊重や価値観の異なる他者との共生の実現に向けた人権教育を展開していきます。
- ・ こどもが自らの権利について正しく理解できるよう、学習機会の確保に取り組めます。

○相談に対応する支援体制の充実

- ・ いじめや虐待等、こどもや保護者等からの様々な相談に対応できるよう、支援体制の充実に図ります。

(2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、共に進めていく

② こども・若者、子育て当事者の意見の適切な社会反映

○こども・若者、子育て当事者の意見反映の促進

- ・ こども向けパブリックコメントの着実な実施など、道の施策について、インターネットを活用するなどして、全道のこども・若者から幅広く意見を聴き、こども・若者の意見が道政へ反映されるよう取り組めます。
- ・ 北海道こども施策審議会に「こども部会」を設置し、こどもの目線に立って考えた北海道の課題の解決に向けた様々な意見を道政へ反映させるよう取り組めます。

- ・ 北海道こども施策審議会に「こども・若者」委員の参画を促進し、道政にこども・若者の意見を反映させるための取組を推進します。
- ・ 若い世代の意見を聴き、また情報発信を強化するため、大学生世代を対象としたユースプランナー制度の取組を推進します。
- ・ 関係部局、民間団体等と連携し、子育て当事者の意見を道政に反映させる取組を推進します。
- ・ 障がいのあるこどもや社会的養護の下で暮らすこども、ヤングケアラーなど声をあげにくいこどもから意見を聴き、道政に反映させる取組を推進します。

③ こども・若者の社会参加の推進

○ こども・若者の社会参加の推進

- ・ こども・若者の意見の表明、交流機会の確保、意思決定過程への参加、遊びや文化・スポーツ体験活動への参加など、社会的活動への参加を推進します。

④ こどもの居場所づくりの推進

○ 指針を踏まえた多様な居場所づくりの推進

- ・ 全てのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、こどもの居場所づくりに関する指針に基づき、こどもの居場所づくりを推進します。
- ・ 全てのこども・若者を対象とした居場所から、不登校、重い病気・障がいのあるこども・若者など特定のニーズに対応した個別支援を提供する居場所まで、様々なニーズや特性を持つこども・若者が、身近な地域において、それぞれのライフステージに応じた居場所を持つことができるよう、多様な居場所づくりに取り組みます。
- ・ 全ての居場所において、こどもの権利が守られ、こどもたちが安心・安全に過ごすことができるよう、必要な取組を進めます。
- ・ こども・若者に身近な地域である市町村による取組を支援するとともに、必要に応じて、市町村区域を超えた広域的なこどもの居場所づくりに向けた取組を進めます。

○放課後児童の健全育成

- ・全てのこどもが放課後を安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブについて、市町村の子ども・子育て支援事業計画に基づく計画的な整備や人材の確保などを進め、待機児童の早期解消を図ります。

<放課後児童クラブの目標整備量>※調整中

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	〇〇〇〇人	〇〇〇〇人	〇〇〇〇人	〇〇〇〇人	〇〇〇〇人
利用定員数	〇〇〇〇人	〇〇〇〇人	〇〇〇〇人	〇〇〇〇人	〇〇〇〇人
目標事業量	〇〇〇か所	〇〇〇か所	〇〇〇か所	〇〇〇か所	〇〇〇か所

- ・一人一人のこどもの発達段階に応じたきめ細やかな指導などを確保するため、適切な規模による放課後児童クラブの運営を促進します。
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室における従事者等を対象とした研修の開催などにより、従事者及び参画者等の確保や資質の向上を図ります。
- ・こどもたちの放課後や週末等における安全で安心な活動拠点をつくるため、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進のほか、活動プログラムの提供や研修会の開催などにより、活動の充実を図ります。
- ・放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の処遇改善を図り、人材確保に向けた取組を推進するとともに、安定的な運営の確保に向けた支援を行います。
- ・学校の余裕教室を活用した放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的又は連携した取組を推進するなど、学校施設の利用促進の観点も含め、福祉部局と教育部局が連携し、放課後児童対策に取り組みます。

⑤ いじめ防止

○ネットいじめ対策の推進

- ・ 児童・生徒がいじめや犯罪等のネット上のトラブルに巻き込まれることがないよう、未然防止、早期発見、早期対応を行う取組を推進します。
- ・ 児童生徒のネットの不適切利用による問題行動の未然防止や早期発見・早期対応のため、学校における計画的なネットパトロールの実施や保護者等への啓発活動等を推進するほか、地域や学校、家庭など道民一丸となって青少年の非行と被害の防止活動を展開します。

○いじめ未然防止教育の推進

- ・ 学校において、児童生徒が命の大切さを実感したり、人権を尊重する態度を育んだりする教育の充実や、SOSの出し方に関する教育等、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育を進めます。
- ・ いじめの問題や不登校児童生徒へのきめ細やかな支援を行うため、警察、適応指導教室、学校、家庭等の関係機関などが連携した地域ぐるみの支援体制の整備充実を図ります。
- ・ いじめ防止等の取組について交流・協議する全道及び管内規模のこども会議を開催するほか、市町村独自のこども会議の開催を促進します。

○関係機関における連携体制の整備

- ・ 警察や司法・福祉等の関係機関と連携した事業や会議、要保護児童対策地域協議会等の活用を促進します。
- ・ いじめの問題や不登校児童生徒へのきめ細やかな支援を行うため、警察、適応指導教室、学校、家庭等の関係機関などが連携した地域ぐるみの支援体制の整備充実を図ります。

【再掲】

- ・ いじめ・不登校等の早期発見・早期対応に向け、児童生徒や保護者への相談体制の充実を図ります。

⑥ 不登校のこどもへの支援

○支援体制の整備

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICT を活用した学習支援、NPO やフリースクール等との連携など、不登校のこどもへの支援体制を整備します。
- ・ いじめの問題や不登校児童生徒へのきめ細やかな支援を行うため、警察、適応指導教室、学校、家庭等の関係機関などが連携した地域ぐるみの支援体制の整備充実を図ります。

【再掲】

- ・ いじめ・不登校等の早期発見・早期対応に向け、児童生徒や保護者への相談体制の充実を図ります。【再掲】

(3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

⑦ 社会全体でのこども・子育て支援の取組の推進

○地域全体で子育て世帯を応援する気運の醸成

- ・ こども・若者や子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革として、こどもまんなか社会実現のためのシンボルマーク「こもりん」を活用し、「こどもまんなかアクション」の取組を推進します。
- ・ こども・子育てにやさしい社会づくりのため、施設の状況等に応じ、妊娠中の方やこども連れの方に優先案内や優先駐車場・授乳室の確保などを行う「こどもファスト・トラック」について、全ての道立施設での実施を引き続き進めます。
- ・ 道では、こどもたちのために何がもっともよいことかを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、令和5年6月に知事が「ほっかいどうこどもまんなか応援サポーター」宣言を行い、こうした取組が広がるよう、個人、団体・企業、市町村に参加を呼びかけます。

○地域の推進体制の整備と取組の支援

- ・ 地域の実情を踏まえた地域子ども・子育て支援事業を実施するため、総合振興局・振興局ごとに設置した「少子化対策圏域協議会」において、市町村や関係事業者等との連携のもと、地域の課題の把握や情報共有を行うとともに、地域の実情や課題に応じた対策の検討を進めるなど、協議会の積極的な活用を図ります。

○地域における取組の支援

- ・ 各総合振興局・振興局において、主に若い世代や子育て当事者、子育て支援団体等を対象とするセミナー等を開催し、地域の優良事例の紹介など、地域における子育て支援の取組を促進するとともに、地域の子育てネットワークの構築を支援します。

○子育て支援団体等の活動の促進

- ・ 身近な地域で子育て家庭の不安や悩み等に対する相談指導や地域の子育てサークル等への支援を行う地域子育て支援拠点の活用が広がるよう、各種広報媒体を活用した周知を図ります。
- ・ 地域において子育て支援活動に意欲的に取り組んでいる団体等を「ほっかいどう未来輝く子育て大賞」として表彰し、地域における子育て支援活動の紹介や地域の活動の促進を図ります。
- ・ 家庭が果たす役割の重要性を再認識するため、家族が団らんでできる機会をもつ日として（公財）北海道青少年育成協会とともに推進する「道民家庭の日」（毎月第3日曜日）の普及促進や、「家族ふれあい優待制度」等の活用による家族団らんの機会の促進を図ります。

○父親の育児への積極的参加の促進

- ・ 父親の育児への積極的な参加を促進するため、総合ポータルサイトでの適切な情報提供や企業と連携した父親の意識醸成を図る講座を開催するほか、就業環境の改善を働きかけます。

○官民協働による地域全体での取組の促進

- ・ 地域における子育てを応援する気運の醸成や地域住民の積極的な参加による取組を推進するため、「北海道すきやき隊」や地域の「せわずき・せわやき隊」、「どさんこ・子育て特典制度」などの子育て支援活動を幅広く展開し、意欲向上につながる支援策の検討を進めることにより、地域の子育て支援の気運を高め、子育てしやすい環境づくりを促進します。

- ・ 少子化対策パネル展の開催などにより、少子化に伴う社会的課題への意識啓発を図ります。
- ・ 地域の高齢者には、その経験や知恵を活かした子育て支援活動が期待されるため、老人クラブへの加入を促進するとともに、老人クラブ等でのボランティア活動や地域活動への参加拡大を図ります。
- ・ 主任児童委員及び民生委員・児童委員は、子育てなど様々な悩みに対応する地域の相談役であることから、研修の実施による資質の向上を図るなど、より積極的な活動を促進します。
- ・ 孤独・孤立対策推進法の基本理念に基づき、孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において、子どもや若者も含め誰にでも生じ得るものであり、当事者個人の問題ではなく社会全体で対応しなければならないものであることなどについて、広く理解の増進を図るとともに、行政と民間団体との連携を強化し、「孤独・孤立に至っても声を上げやすく・声をかけやすい社会」の実現に向けた取組を推進します。

○次世代教育の推進

- ・ 将来の様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう、大学生や専門学校生、高校生等を対象に、結婚し家庭を築き、出産という新たな命が誕生することの素晴らしさや夫婦がともに協力しながら子育てしていくことの大切さなどを伝え、自己の将来を考える機会を提供するため、出前講座を開催し、次の世代の親となる若年者に対する意識啓発を推進します。

⑧ 生活環境の整備

○子育てに配慮した住宅の供給促進

- ・ 公営住宅にユニバーサルデザインの導入を図るとともに、子育て世帯に配慮した公営住宅などの供給を推進し、子育て世帯の居住の安定確保を図ります。
- ・ 新たな住宅セーフティネット制度による、子育て世帯等の入居を拒まない民間賃貸住宅等の登録を促進します。
- ・ シックハウス症候群の不安解消に向け、健康相談対応や検査体制などの維持に努めます。

○安全な道路交通環境等の整備

- ・ こどもを交通事故の被害から守るため、「北海道交通安全基本条例」に基づき、交通安全施設等の整備やこどもに対する交通安全教育を推進します。
- ・ チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開するとともに、幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るなど、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めます。
- ・ こどもの自転車運転時の乗車用ヘルメットの着用及び幼児同乗用自転車の幼児用座席におけるシートベルト及び乗車用ヘルメットの着用を推進するなど、安全利用に係る情報提供等を推進します。

○子育てバリアフリー等の整備

- ・ 「北海道福祉のまちづくり条例」等に基づき、妊産婦や子育て家庭が安心して外出できるよう、公共的施設等におけるバリアフリー化を推進します。
- ・ 妊産婦等への配慮など社会全体が互いに思いやり助け合う社会の実現に向け、「心のバリアフリー」化を進めるため、「マタニティマーク」や「妊婦さんの日」、道立施設で実施する「こどもファスト・トラック」の取組が多くの人に浸透するよう、広報啓発に取り組みます。
- ・ 授乳やおむつ交換ができる施設を登録・紹介する「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録促進事業の更なる拡大をめざし、公共施設や店舗、企業等に働きかけ、親子が安心して外出できる環境づくりを推進するとともに、子育て世帯に配慮した様々な企業等のサービス情報をサイト等の活用により、わかりやすく情報発信します。

○犯罪に巻き込まれない安全で安心な地域づくり等の促進

- ・ ボランティアの協力による通学路の安全確保のほか、「子ども 110 番の家」等の緊急避難場所や地域の危険箇所等を掲載した通学安全マップの作成・活用など、関係機関との連携のもと、こどもたちを見守る体制づくりを促進します。
- ・ 登下校時における通学路の安全確保に向けた警戒活動や、自主防犯活動を行う団体等への支援、犯罪の発生状況や防犯情報等の提供による住民の自主防犯行動の促進等を図ります。

- ・ スクールガードの養成やスクールガードリーダーの巡回指導など、市町村における地域ぐるみの安全体制づくりを支援します。
- ・ 青少年を犯罪被害から守るため、インターネットなどからの有害情報の閲覧や有害図書類の販売など青少年に有害な環境の浄化、非行防止に向け地域が一体となって進める啓発活動を支援します。
- ・ 携帯電話販売業者などを含む関係機関との連携協働により、インターネットの利用に起因する犯罪被害から青少年を守るため、フィルタリングの普及促進に努めます。
- ・ 児童生徒のインターネットの不適切な利用による問題行動の未然防止や早期発見・早期対応のため、学校における計画的なネットパトロールの実施や保護者等への啓発活動等を推進するほか、地域や学校、家庭など道民一丸となって青少年の非行と被害の防止活動を展開します。

⑨ こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

○保育サービスの充実

- ・ 市町村の子ども・子育て支援事業計画に基づく保育所及び認定こども園の計画的な整備や地域型保育事業の実施並びに人材の確保などを進め、サービス提供体制の確保を図るとともに、利用者に対する情報の提供や公表を行います。
- ・ 利用者の多様なニーズに応じた保育サービスの確保を図るため、市町村が実施するニーズ調査や体制整備の状況などを把握し、必要に応じて、市町村区域を超えた広域的な調整を図るなどの支援を行います。
- ・ 保護者の様々な働き方に対応するため、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる認定こども園の設置や認可外保育施設からの移行を促進するとともに、小規模保育や家庭的保育の提供などにより、待機児童の解消をめざします。

○教育・保育を支える人材の確保

- ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画等に基づき、多様なニーズに対応した教育・保育を提供するために必要な保育教諭や幼稚園教諭、保育士などの養成や確保を推進します。

<特定教育 保育及び特定地域型保育事業を行う者の必要見込み数>

※表を挿入 [調整中]

- ・教育・保育を支える保育士などの処遇改善や業務の負担軽減が図られるよう、賃金や多様で柔軟な働き方を選択できる勤務環境の改善に向けた取組を推進します。
- ・保育士の専門性や保育の質の向上を図り、キャリアパスの明確化による職場定着を図るため、保育者のキャリアプランを念頭においた人材育成が進むよう研修等の実施体制の整備を促進します。
- ・保育所等に勤務し、保育士資格を有しない従事者や、認定こども園に勤務し、幼稚園教諭と保育士の一方の免許や資格のみを有する従事者に対して、資格取得に向けた支援を行います。
- ・離職保育士を含めた保育士の届出制度を広く周知し、潜在保育士等の就職に向けた支援を行います。
- ・新たな保育の担い手を増やすため、保育士養成施設や事業者、市町村等と連携し、保育士・保育現場の魅力発信等を推進します。
- ・地域において、保育や子育て支援などの仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の事業に従事することを希望する「子育て支援員」を養成するとともに活用を促進し、保育所、認定こども園や地域子ども・子育て支援事業等の担い手となる人材の確保に取り組みます。

○教育・保育の一体的提供の促進

- ・全てのこどもの健やかな育ちを保障するため、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえた質の高い教育・保育サービスの普及などにより、こどもの発達段階や地域のニーズに応じた子育て支援の充実に取り組みます。
- ・適切な規模による教育・保育の一体的な提供や、地域における子育て支援体制の充実を図るため、地域の実情に応じた認定こども園の設置を促進します。
- ・幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を促進するため、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、施設整備や人材確保に関する支援を行います。

- ・ 地域全体で質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子ども・子育て支援事業の事業者など関係者相互の連携が図られるよう、地域における研修や会議などを活用し、教育・保育の質の向上に取り組みます。

○多様な保育サービスの提供

- ・ 様々な働き方や生活状況に応じた保育サービスが受けられるよう、延長保育、病児・病後児保育、一時預かり、地域型保育、医療的ケア児の受入れなど、多様な子育て支援サービスの提供体制の整備を支援するとともに、利用者に対する情報提供を行います。
- ・ 月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として創設された「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の円滑な実施のため、市町村における取組事例の共有や、保育所等の事業者との連携を図りながら、地域における提供体制の整備に向けて必要な支援を行います。
- ・ 地域の多様なニーズに対応するため、市町村における事業者への支援等を促進するとともに、質の高い人材の確保、資質の向上を図ることなどにより、保育サービスの充実に取り組みます。
- ・ こどもの心身の状況や保護者の就労・養育状況を含むこどもの環境等に十分に配慮し、地域において、全てのこどもに対する支援体制が整備されるよう、市町村における保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携強化を促進します。

○教育・保育の質の向上

- ・ 保育教諭、幼稚園教諭、保育士など、教育・保育を支える職員の資質・能力の向上を図るための研修を実施します。
- ・ 幼児教育・保育施設の初任保育者に対して、専門性の向上を図るための研修を実施します。また、一度離職し、復職・再就職した保育者の研修機会を確保するなど、指導力の向上を図ります。
- ・ 障がい児への対応など、特別な配慮や支援を必要とするこどもへの専門的な知識や技術の向上を図るため、教育・保育を支える職員などを対象とした専門研修を計画的に実施します。

- ・ 全てのこどもが質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を促進します。
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携を図るため、それぞれの教員等との合同研修や幼児と児童の交流機会の確保などを行います。

○良質なサービスの確保

- ・ 教育・保育の質の確保や向上のため、事業者に対して、運営状況の自己評価の取組を働きかけ、保育内容等の改善や向上を図ります。
- ・ 保育所等を利用するこどもの保育環境の改善を図るため、障がい児の受入れや病児保育事業の実施に必要な施設改修などの支援を行います。
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障がい児、医療的ケア児、外国籍のこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていきます。

○地域における子育て支援体制等の充実

- ・ 全てのこども及び子育て家庭が、地域の中で支えられ、孤立することがないように、市町村や関係機関と連携しながら、地域における子育て支援体制等の充実に取り組みます。未就園児とその家族は、孤立した育児の中で不安や悩みを抱えている場合もあるため、こどもの育ちの応援や虐待予防の観点から、市町村や関係機関と連携し、地域の実情等を踏まえた様々な子育て支援を推進します。
- ・ 子育て当事者の気持ちを受止め、寄り合いながら、オンラインなども活用した相談体制の整備や、プッシュ型による情報発信等を行い、支援を必要としている家庭の早期支援に取り組みます。
- ・ 子育てに関する知識や技術、こどもへの関わり方の工夫などを学ぶ機会を提供し、保護者が子育てを学ぶことについて支援するとともに、体罰によらない子育てに関する啓発を行います。

○子育て支援等に関する情報提供

- ・ 地域における子育て支援サービスのネットワークの形成を促進するとともに、市町村やNPO等における先進的な取組事例を収集し、情報の提供・共有を行います。
- ・ 子育て中の保護者同士が交流できるよう、地域子育て支援拠点や認定こども園における活動の紹介、子育てに関する相談対応、地域の子育て支援関連情報の提供、助言その他の援助を行う体制整備などについて支援します。
- ・ 子育て家庭が身近な場所で気軽に相談することができるよう、必要な情報の提供や関係機関との連絡調整等を行う地域子育て支援拠点の設置を促進します。

○地域子育て支援拠点等の整備

- ・ 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場の提供などを行う地域子育て支援拠点の計画的な整備を進めるとともに、拠点事業に従事する職員に対して研修を実施するなど、資質の向上に取り組みます。
- ・ 地域における子育て支援体制の充実を図るため、研修など様々な機会を活用し、子育て支援団体等のネットワークの形成を促進します。
- ・ 既存の保育サービスでは対応が難しい緊急の保育ニーズに対応するファミリー・サポート・センターの設置促進を図るとともに、相互援助活動の調整等を行うアドバイザーに対して研修を実施するなど、資質の向上に取り組みます。

⑩ 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

○望ましい生活習慣確立のための意識啓発

- ・ 「生活リズムチェックシート」の活用や「早寝早起き朝ごはん運動」の推進などによる、望ましい生活習慣の定着に向けた取組を推進します。
- ・ ゲーム等への過度な依存は、食事や睡眠の時間が削られるなど発達段階にある青少年の心や体に悪影響を及ぼすことから、指導の充実に努めます。

○児童館活動の促進

- ・ こどもへの健全な遊びを提供し、自主性や社会性、創造性など情操を豊かにするとともに、子育て家庭の交流の場としての役割を果たすことができるよう、地域のニーズに応じた児童館等の整備や関係機関相互の連携協力体制の構築などを支援します。

○文化・スポーツ等に親しむ環境の整備

- ・ 国際理解や異文化への理解を通じ、グローバル社会で活躍できる国際的な視野を持った人材を育成するための環境整備に取り組みます。
- ・ 児童生徒が英語に慣れ親しみ、英語によるコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育むことができるようにするため、英語教育の指導體制の整備に取り組みます。
- ・ 道立の各種文化・体験施設の維持管理に努めるとともに、学習ニーズの変化を踏まえた体験活動の検討を進め、様々な学習の場の充実を図ります。
- ・ 森林など北海道の豊かな自然環境を活用した農林業体験や自然体験などの多様な体験機会の場を提供するとともに、芸術鑑賞等の優れた文化に触れる機会の充実を図り、地域ぐるみでこどもの社会性や豊かな人間性を育む環境づくりを推進します。
- ・ こどもの心身の健全な発達及び体力の向上が図られるよう、学校、スポーツ団体、家庭等と連携し、こどもに対するスポーツの機会の提供及び充実に向けた取組を促進します。
- ・ 道徳教育、ふるさと教育、読書活動などを通じて、基本的な倫理観や規範意識を育むとともに、地域の文化に触れる機会などを活用し、ふるさとに対する誇りと愛着、思いやりの心や美しいものに感動する心など、豊かな心を育みます。
- ・ こどもの豊かな感性や創造性などの育成に向けて、自主的に読書活動に取り組める環境づくりを推進するため、優良図書の推奨のほか、各地域における読み聞かせなどの普及、親子で読書に取り組む「家読（うちどく）」の推進などを通じて家庭での読書活動の充実に取り組みます。

○公園、遊び場の確保

- ・ 北海道の豊かな自然環境を感じながら、こどもたちが遊びの中から社会性などを学ぶ機会を確保するため、公園や河川等の安全性を適宜点検し、安全かつ安心して利用できる公園や遊び場の整備、維持に努めます。

○食育の推進

- ・ 地域関係者の連携とネットワークの強化を図る上で、市町村による声かけなどきっかけづくりの効果は大きいことから、その基盤となる「市町村食育推進計画」の作成・更新を促進するため、道が作成した「市町村食育推進計画作成の手引き」などを活用した助言、他の市町村の優良取組事例に関する情報提供、有識者を交えた意見交換などを行います。

- ・ 健全な食生活の実践のため、子育て世代（親子）やこどもを含む若い世代に対し、料理教室や食生活に関する講座等を開催します。
- ・ 家族等が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることにより、食の楽しさや基本的な生活習慣づくりへの意識を高めます。
- ・ 豊かな人間性を育み、生涯にわたり健康で豊かな生活を実現するため、学校、家庭、地域社会の連携のもと、ライフステージにあった食育を推進します。

○木育の推進

- ・ こどもの頃から木や森との関わりを通じて豊かな感性と思いやりの心を育むため、子育て世代とそのこどもを対象とした木育教室の開催などによる子育て支援や各種情報発信による木育に対する理解の醸成を図ります。
- ・ こどもたちが学校などの場において、木材や森について学ぶ機会などを通じ、豊かな感性を育むことが期待できることから、初任段階教員への木育研修の開催や学校利用木育プログラムの開発などにより、教育における木育活動を推進します。
- ・ 道民の森の活用や木育イベントの開催などにより、森林や木製遊具等とふれ親しむ場の創出など、体験学習の機会を充実します。

⑪ 18歳成年に伴う主権者教育等の充実とキャリア教育の推進

○主権者教育の推進

- ・ 18歳以上の者が投票や選挙運動ができるようになったことを踏まえ、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質・能力を育むため、学校のみならず、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けるための教育を推進します。

○消費者教育の推進

- ・ 成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、自立した消費者として健全な消費生活を送ることができるとともに、各個人が金融に関する知識や判断力を高められるよう、学校教育段階において消費者教育を推進します。
- ・ 若年者向け特設ホームページを開設し、若年者の被害の多い消費者トラブルの事例や対処法について情報提供し注意喚起を行い、消費者被害の未然防止・拡大防止に努めます。

○キャリア教育等の推進

- ・若い世代から学ぶことや働くことの意義を理解し、望ましい勤労観や職業観を育成するため、学校教育における職場体験や本道基幹産業へのインターンシップ等キャリア教育の充実を図ります。
- ・生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を育成するため、生徒に求められる資質・能力とは何かを社会と共有し連携する「社会に開かれた教育課程」の実現を図ります。

⑫ 地域特性を活かした多様な教育機会の提供

○地域特性を活かした魅力ある教育環境の整備

- ・各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な教育（STEAM教育）を推進し、もって、生徒の多様な可能性を育み、将来の北海道を支える人材の育成を図ります。
- ・未来を担う人材を育む教育機能の維持向上のため、「これからの高校づくりに関する指針」に基づき、当事者等の意見を聴くなどしながら、地域の実情に応じて、生徒の多様な興味・関心、進路希望等に対応する総合学科や単位制などの多様なタイプの高校づくりを進め、学校ごとに特色を生かした教育活動の充実を図ります。
- ・道民に幅広い教育の選択の機会を提供し、本道の教育の質の向上が図られるよう、私立学校への支援に努めます。

○家庭及び社会教育への支援の促進

- ・家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組む「北海道家庭教育サポート企業等」と相互に協力しながら、地域における家庭教育の一層の支援に取り組みます。
- ・全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができる支援体制構築のため、家庭教育支援者の資質向上と連携を進め、地域全体で家庭教育を支える取組の拡充を図ります。
- ・コミュニティ・スクールの活用などにより、地域住民と学校が連携を深め、地域一体となった学校教育活動の支援体制の整備を進めます。
- ・こどもの社会性や豊かな人間性を育み、社会の一員としての自覚を促すため、学校と地域社会との連携のもと、市町村が行う地域の特色を生かした社会体験活動やボランティア活動等の体験活動の情報提供に努めるとともに、ボランティア活動等への積極的な参加を促します。

- ・ こどもの健やかな成長を支えるため、異世代間の交流や野外活動、自然体験活動等交流体験活動の場として、道立青少年体験活動支援施設などの維持管理を行います。
- ・ 学校教育で男女平等参画や人権教育の取組を推進するほか、性的マイノリティに対する理解を深め、差別や偏見をなくすよう教育・啓発に努めます。
- ・ 地域社会における、地域活動や公共活動への参加を通じ、青少年の連帯感や協働への意識を高めるため、青少年の各種地域活動や公共活動への参加の促進に努めるほか、社会参加活動等を通じて地域づくりに貢献する青少年に対して「北海道青少年顕彰」を実施します。

⑬ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

○経済的負担の軽減

- ・ 子育て家庭の経済的な負担につながる医療費の軽減を図るため、乳幼児等医療給付事業やひとり親家庭等医療給付事業による経済的支援を行います。
- ・ 治療が長期化し、高額な医療費負担となる小児慢性特定疾病児童等の保護者に対して、医療費を助成します。【再掲】
- ・ 就学前までの全てのこどもが、平等で良質な教育・保育を受けることができる環境の整備に向けて、市町村と連携しながら取組を進めます。
- ・ 幼児教育・保育の無償化などの国の制度を活用や、多子世帯への保育料の負担軽減などにより、子育て家庭への経済的な負担の軽減に努めます。
- ・ 市町村において、幼児教育・保育の無償化に関する給付が円滑に実施されるよう、認可外保育施設等の運営状況及び監査状況を共有するとともに、関係法令に基づく立入調査や是正指導等を行うほか、必要に応じて市町村区域を超えた広域的な調整を図るなどの支援を行います。

○高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援等経済的負担の軽減

- ・ 経済的な理由から修学を断念せざるを得ないこどもが少なくなるよう、各種奨学金制度等を継続するなど子育て家庭への経済的負担の軽減を図り、こどもの修学機会の確保に努めます。

- ・ 国の修学支援制度の状況等を踏まえながら、大学生や高校生等の修学機会の確保に努めます。

⑭ 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

○プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する相談支援等

- ・ 早い段階から正しい知識を得て健康的な生活を送ることが、将来の健やかな妊娠や出産、次世代を担うこどもの健康にもつながることなどについて、若い男女が考えながら、日々の生活や健康と向き合う「プレコンセプションケア」の普及啓発を進めていくとともに、効果的な取組について検討を進めます。

○妊娠・出産に関する情報提供

- ・ 総合ポータルサイトなどで妊娠や出産に関する正しい知識や助成制度などの周知を図ります。
- ・ 小・中学校、高等学校などでの健康教育の一環として、妊娠・出産などの正しい知識の習得を促進します。
- ・ こどもを産み、育てることに夢や喜びを感じることができる環境づくりを進めるため、妊娠・出産を迎える人々を社会全体で応援する啓発活動を行います。

○こども家庭センターの設置促進

- ・ 妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行うため、説明会や研修会等を通じて、市町村におけるこども家庭センター設置を促進するとともに、母子保健事業研修会の開催等を通じた市町村支援に取り組みます。

○母子保健サービスの推進体制の整備

- ・ 家庭の経済状況などに関わらず、身近な地域で安心して妊娠・出産できるよう、妊娠期から健康管理や相談に適切に対応する体制整備を図り、切れ目のない支援を行います。
- ・ 妊娠期から幼児期までの親子の健康確保を図るため、市町村が実施する健康診査や訪問指導、保健指導等に対し、広域的・専門的な支援を行います。
- ・ 母子保健を担当する職員等に対する研修を実施し、専門性の向上を図るほか、医療機関による新生児マススクリーニング検査の実施などにより、疾患の早期発見・早期治療につなげるための体制の充実を図ります。

- ・ 母子保健活動や「養育者支援保健・医療連携システム」等により、支援が必要な家庭を早期に把握し、適切な支援につなげるとともに、市町村が行う母子保健サービスに対する必要な助言や技術的支援などを行います。

○相談体制等の整備

- ・ 妊娠・出産を迎える人や予期しない妊娠をした人の不安や悩みを軽減するため、各道立保健所に設置した「女性の健康サポートセンター」などによる、身近な地域で相談できる体制の充実を図ります。
- ・ 民間団体と連携し、予期しない妊娠等により悩みや不安を抱える若年妊婦等への支援を行います。
- ・ 育児に対する不安の軽減などを図り、妊娠中からの子育ての仲間づくりのきっかけとするため、地域における妊産婦同士の交流の場となるマタニティサロンなど市町村が実施する交流事業や子育て中の父親向けの情報などについて、ポータルサイトなどで広く情報発信します。

○産後ケア体制の充実

- ・ 妊産婦の不安や悩みなどの早期解消を図るため、母子保健サービスなどを通じて心身の状況を把握し、早期に支援を行います。
- ・ 地方部において身近に医療機関などの委託先がなく、助産師等の専門職が不足している道内の状況を踏まえ、全ての市町村において、地域の実情に沿った形で産後ケア事業を実施できるよう、委託先医療機関等との調整や未実施地域への助産師派遣、研修の実施による専門人材育成など、体制整備を推進します。

○周産期医療体制の整備

(総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備)

- ・ 総合周産期母子医療センター等における産婦人科医師の確保や圏域内の医療技術向上のための研修等を行い、地域の周産期医療体制を支えるとともに、救急時のスムーズな搬送体制の整備に努めます。
- ・ 対応が難しいハイリスクの胎児や新生児に対応するため、特定機能周産期母子医療センターである道立子ども総合医療・療育センターにおける患者の受入れや全道の医療従事者を対象とした研修開催などの技術支援を行います。

- ・ 身近なところに産科医療機関がない地域でも、安心して妊産婦健康診査や保健指導が受けられるよう、医療機関や関係団体と連携し、助産師外来や院内助産所の設置などを推進します。
- ・ 地域で安心して出産できるよう、周産期医療に関する適切な情報提供や相談体制の充実に努めます。

(産婦人科医の確保等)

- ・ 三医大や関係機関の協力の下、総合周産期母子医療センター等への優先的かつ重点的な産婦人科医師の確保に努めます。
- ・ 産科医療を確保する必要がある地域周産期母子医療センターに対する産婦人科医師の優先的な確保や総合周産期母子医療センター等との連携による支援体制を確保していきます。
- ・ より身近なところで安心して出産できる環境の整備をめざすため、産婦人科医師の勤務環境の改善促進や手当助成制度等によるインセンティブの向上を図るほか、産婦人科医師を希望する若い医師の育成などを行い、産婦人科医師不足の解消に取り組みます。

○不妊・不育治療等への支援

- ・ こどもを持つことを希望しながらこどもに恵まれない方の心の悩みや専門的な相談に対応するため、不妊専門相談センターによる相談を実施するとともに、ピア・サポート活動の取組を支援します。また、流産・死産を繰り返すなど、こどもを亡くした方に対する相談体制の充実など心身のケアに取り組みます。
- ・ 高額な医療費がかかる不育症や不妊治療等への経済的支援を行います。

⑮ こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

○小児医療の提供体制の整備

- ・ できるだけ身近な地域で疾病や症状等に応じた適切な医療が受けられるよう、二次医療圏域ごとに小児医療の中核的な役割を担う医療機関を選定し、体系的な小児医療提供体制の充実に努めます。
- ・ 休日・夜間における小児救急患者や入院を要する小児患者などに24時間365日体制で対応するための小児救急医療提供体制の整備を推進します。

- ・ 夜間におけるこどもの急な病気やけがなどの際の保護者等からの相談に対応するため、小児救急電話相談の充実を図ります。
- ・ 高度・専門医療機関で治療を受けた小児患者のうち、継続した医学的管理が必要であり、固定翼機以外での代替搬送が難しい小児患者を対象に、地域の医療機関へ固定翼機によるバックトランスファー（戻り搬送）を実施します。

○慢性疾患を抱えるこども・若者への支援

- ・ 治療が長期化し、高額な医療費負担となる小児慢性特定疾病児童等の保護者に対して、医療費を助成します。
- ・ 小児慢性特定疾病児童等の自立に向けた支援策の充実に努めます。

○学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

- ・ 思春期における様々な悩みを解消するとともに、こどもたちが主体的に考える力を育むため、学校との連携により、ピア・カウンセリングなどを取り入れた健康教育を推進します。
- ・ 地域における思春期保健活動を推進するため、道立保健所を中心に、市町村や地域の保健関係機関によるネットワーク会議や研修などを開催し、支援体制の整備を図ります。
- ・ 身近な地域において、思春期のこころとからだの悩み、相談に対応するため、道立保健所に設置した「女性の健康サポートセンター」の相談体制を充実します。
- ・ 性に関する正しい知識の習得や薬物乱用の有害性・危険性に関する正しい知識を身につけ、適切な判断や行動ができる力を育むため、学校における健康教育の充実や全道各地域での薬物乱用防止啓発活動を進めるとともに、学校や関係機関などとの連携のもと、地域が一体となった取組を推進します。

(4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

⑩ 子どもの貧困対策

○相談支援

子どもが孤立することなく安心して暮らしていくためには、支援が届いていない、又は届きにくい子どもや家庭に気づき、貧困状態にある子どもや保護者の声をしっかりと受け止め、各種の支援につなげていくことが重要であることから、全ての支援の出発点である「相談支援」を充実し、関係する機関が共通認識の下で、子どもと保護者の実情を踏まえて子どもの支援の視点に立ち、教育、生活の安定、保護者の就労及び経済的支援に取り組みます。

(相談窓口の周知)

- ・ 支援が必要な人を確実に把握し、支援を届けるため、相談支援につながりやすいよう、アウトリーチの充実、ボランティアの活用、SNSの活用を促進します。

(保護者への相談支援)

- ・ 生活保護世帯や生活困窮者の自立に向けた相談や子育て支援を必要とする家庭に対する相談支援の取組を促進します。
- ・ 全道の福祉事務所において、生活保護を必要とする方への相談援助活動を実施します。
- ・ 妊娠・出産を迎える人や予期しない妊娠をした人の不安や悩みを軽減するため、各道立保健所に設置した「女性の健康サポートセンター」などによる、身近な地域で相談できる体制の充実を図ります。【再掲】
- ・ 民間団体と連携し、予期しない妊娠等により悩みや不安を抱える若年妊婦等への支援を行います。【再掲】
- ・ 説明会や研修会等を通じて、市町村における子ども家庭センターの設置を促進するとともに、同センターを活用し、身近な地域において、妊娠前から子育てに至るまでのそれぞれのライフステージの中で、特定妊婦などの妊産婦が抱える悩みに対応し、必要な情報を迅速に提供し、助言を行う体制を整備します。

(ひとり親家庭への相談支援)

- ・ ひとり親家庭に対し、各総合振興局・振興局や母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、地域生活や養育費に関する相談支援を行います。

- ・各総合振興局・振興局に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に必要な情報提供、相談指導等を行います。
- ・母子家庭等就業・自立支援センターに就業促進員、就業相談員を配置し、就業相談、地域生活や養育費に関する相談を行うほか、弁護士等による養育費の確保に関する法律相談を行います。

（学校における相談支援）

- ・学校での子どもや保護者に対する相談を充実するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を推進します。

（こどもの居場所を通じた相談支援）

- ・子どもたちが、孤立することなく、地域とのつながりの中で安心して暮らせるようにするために、居場所づくりを通じた相談支援が重要であることから、こどもの居場所の設置を促進するとともに、質の向上を図るため、コーディネーターの派遣や研修会等を実施し、地域での取組を支援します。

（相談職員の資質向上）

- ・家庭相談員を対象に、相談業務の向上に必要な知識及び技術を習得するための研修、また、各総合振興局・振興局や各市に配置の母子・父子自立支援員を対象に、ひとり親家庭の自立に向けた相談指導等についての研修を行うなど、資質向上を図ります。
- ・生活支援や学習支援を通じた相談活動を担うボランティア人材が地方では不足していることから、関係機関と連携しながら相談活動の充実を図ります。

○教育支援

全ての子ども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう、教育費の負担軽減をはじめとする教育の支援に取り組みます。また、子どもが安心して多様な体験や遊びができる機会や学習する機会を確保し、必要な支援につなげるための取組を行います。

（質の高い幼児教育・保育の確保）

- ・質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供を行うとともに、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図り、子育て相談や一時預かりの場を増やすなど、子育て支援の一層の充実や待機児童の解消に努めます。

- ・ 全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができる支援体制構築のため、家庭教育支援者の資質向上と連携を進め、地域全体で家庭教育を支える取組の拡充を図ります。

(学校における教育支援)

- ・ 社会福祉士や精神保健福祉士などの社会福祉等の専門的な資格や知識・技術を有する者をスクールソーシャルワーカーとして活用し、関係機関との連携により問題を抱える児童生徒の置かれた環境改善に向けて働きかけます。
- ・ 臨床心理士などの児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラーとして中学校や道立高校等に配置し、いじめ・不登校等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応を図ります。
- ・ 全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができる支援体制構築のため、家庭教育支援者の資質向上と連携を進め、地域全体で家庭教育を支える取組の拡充を図ります。

【再掲】

- ・ 新しい時代に必要となる資質・能力の育成を目指す学校教育を推進するため、児童生徒の学力向上に資するよう、退職教員などを非常勤講師として学校に配置し、基礎・基本の確実な習得や学習習慣の改善などを行います。
- ・ 保護者や地域住民の意見を学校運営に反映するための方策として、コミュニティ・スクールの導入を促進します。
- ・ 幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体でこどもたちの学びや成長をさせるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動を推進します。

(就学支援の充実)

- ・ 経済的理由により、就学が困難と認められるこどもの保護者に対し、市町村が実施している給食費、学用品費や医療費等の援助の活用を促進するほか、高等学校等に修学が困難な生徒や私立高等学校等への入学が困難な者に対し、奨学金や貸付金の活用促進等、必要な支援を行います。
- ・ 高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に支援を行います。

- ・ 生徒の職業意識向上や就職指導体制の充実を図るなど、高校生の就職対策の充実を図ります。
- ・ 就学支援金など、高等学校等における授業料に係る経済的負担の軽減を図ります。
- ・ 高等学校等（就学支援金の支給対象であるもののうち特別支援学校の高等部を除く。）に通う低所得者世帯（非課税世帯）に対し、授業料以外の教育費を支援するなど、経済的負担の軽減を図ります。
- ・ 道内私立学校等を設置する学校法人が行う経済的理由により修学困難な生徒に対する授業料の軽減に対して支援を行います。
- ・ 生活保護世帯の自立助長に効果的と認められる場合に、一定の要件の下、高等学校等への入学金、授業料、通学費、教材費などの進学費用に対して支援を行います。
- ・ ひとり親家庭のこども等が高校に就学する場合に、授業料、書籍代、交通費等に対して支援を行います。
- ・ 北海道に居住するアイヌの子弟で、高等学校又は高等専門学校に進学後、経済的な理由により修学が困難な者に対して支援します。
- ・ 北海道に居住するアイヌの子弟で、高等学校又は高等専門学校に進学し、遠距離通学のため高額な通学費を支出している者に対して支援します。
- ・ 義務教育期間のこどもがいる生活保護世帯に対し、給食費や学用品に係る費用等を支給するとともに、目的とする費用に直接充てられるよう適切に運用します。
- ・ 生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護世帯を含む生活困窮世帯のこどもに対する学習支援や居場所の提供等に取り組みます。
- ・ ひとり親家庭のこどもの学習支援等を行うため、市町村が実施するひとり親家庭等生活支援事業に対する支援を行います。
- ・ 児童養護施設等に入所したこどもに対する義務教育用の学用品費、教材費、通学費、部活動費、学習塾費等の教育費に対する支援を行います。

- ・小・中学校及び高等学校において、外国人児童生徒等の就学促進や日本語指導、キャリア教育等の充実に努めます。

(大学進学等に対する教育機会の提供)

- ・大学等へ進学した生徒に対する日本学生支援機構の奨学金について、貸付条件の緩和及び給付型奨学金の枠の拡大など制度の充実にについて国へ要望します。
- ・ひとり親家庭のこども等が大学等に就学する場合に、授業料、書籍代、交通費等に対して支援を行います。
- ・北海道に居住するアイヌの子弟で、専修学校又は各種学校に進学後、経済的な理由により修学が困難な者に対して支援します。
- ・北海道に居住するアイヌの子弟で、経済的理由により大学教育を受けることが困難な者に対して支援します。
- ・道立高等技術専門学院等において、意欲と能力のある訓練生などが経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、授業料の減免制度の適切な運用を図ります。

(その他の教育支援)

- ・支援が必要なこどもに対して、食事や体験等を提供する機会を設けることに努めます。
- ・道立青少年体験活動支援施設において、家庭の経済状況にかかわらず、全てのこどもたちが多様な体験活動にチャレンジできる機会の充実に努めます。また、周辺環境や地域の教育資源を活用した多様な体験プログラムを、より多くのこどもに対して等しく提供できるよう努めるとともに、地域や民間企業、NPOと連携した体験の場の創出を図ります。
- ・夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、道内における夜間中学の在り方等について検討します。

○生活支援

貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援に取り組みます。また、生活保護法や生活困窮者支援法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法等の関連法制を一体的に捉えた支援に取り組みます。

(保護者とこどもの生活支援)

- ・ 妊娠期から幼児期までの親子の健康確保を図るため、市町村が実施する健康診査や訪問指導、保健指導等に対し、広域的・専門的な支援を行います。【再掲】
- ・ 妊娠・出産を迎える人や予期しない妊娠をした人の不安や悩みを軽減するため、各道立保健所に設置した「女性の健康サポートセンター」などによる、身近な地域で相談できる体制の充実を図ります。【再掲】
- ・ 民間団体と連携し、予期しない妊娠等により悩みや不安を抱える若年妊婦等への支援を行います。【再掲】
- ・ 生活困窮者からの自立に関する相談に応じ、ひとり親家庭相談窓口など関係機関と連携し、必要な情報の提供や助言、就労の支援その他の自立に関する支援等を行います。
- ・ 各総合振興局・振興局に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に必要な情報提供、相談指導等を行います。【再掲】
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センターに就業促進員、就業相談員を配置し、就業に関する相談、技能習得、就業情報提供、自立支援プログラム策定などの就業支援及び地域生活に関する相談のほか、弁護士等による養育費の確保に関する相談など、ひとり親家庭に対する総合的な支援を行います。
- ・ ひとり親家庭等において、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合に、生活を支援する者を派遣する市町村の取組に対し支援を行います。
- ・ 福祉事務所などのひとり親家庭の相談窓口が、生活から就業に関する内容までワンストップで応じられる体制の構築や他の支援機関や生活困窮者向けの窓口との連携を図ります。
- ・ 障がいのある親の家事労働に対し、ホームヘルパー制度の活用などを促進します。
- ・ アイヌの人たちの生活の向上を図るため、福祉資金や大学等入学資金等を支援します。
- ・ 子育て家庭の多様なニーズに対応した保育サービスが受けられるよう、保育所や認定こども園、地域型保育の整備及び人材確保の推進を図ります。

- ・既存の保育体制では対応できない緊急の保育ニーズに対応するため、ファミリー・サポート・センターの設置促進を図るとともに、相互援助活動の調整等を行うアドバイザーに対し研修を実施し、資質向上に取り組みます。【再掲】
- ・幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動を推進します。【再掲】
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法において、保育所に入所する児童を選考する際のひとり親家庭の子どもに対する優先入所など、特別な配慮の周知を図ります。
- ・母子生活支援施設において、様々な事情からこどもの養育を十分にできない母子家庭の保護を行い、自立の促進のために生活を支援します。
- ・離職により住宅を喪失又はそのおそれのある生活困窮者で、一定の要件を満たす者の住居確保を支援します。
- ・生活に困窮し住居確保が困難な方々に対して、安定した住居の確保に向けて、一定期間、宿泊場所や衣食を提供する一時生活支援を行います。
- ・子育て世帯に配慮した公営住宅などの供給を推進するほか、道と市町村、不動産関連事業者、賃貸住宅オーナー、関係団体の連携により、子育て世帯等の民間賃貸住宅への入居に関する情報提供を行います。
- ・ひとり親家庭に対して、住宅の建設又は購入、改築・増築・補修、住宅の移転を行う場合に支援を行います。
- ・アイヌの人たちが老朽化した住宅の建替、改修、宅地取得を行う場合への支援を行います。
- ・特定及び多数給食施設に該当する施設に対する健康増進法に基づく指導・助言を行います。
- ・各種の研修会、講習会を開催し、栄養教諭等の指導力と資質の向上を図ります。
- ・学校給食研究大会、健康教育推進研究協議会の開催により、学校給食及び食育の充実向上を図ります。

- ・働きながら高等学校の夜間課程で学ぶ青年の心身の健全な発達に資するため、夜間定時制高等学校における夜間学校給食を実施します。
- ・ひとり親家庭のこどもの学習支援等を行うため、市町村が実施するひとり親家庭等生活支援事業に対する支援を行います。【再掲】
- ・子どもたちが地域とのつながりを持ち、安心して暮らすことができるよう、こどもの居場所の新規開設等に向けた相談や研修等を実施します。

(こどもの就労支援)

- ・ジョブカフェ北海道において、職業カウンセリングやセミナーなど効果的な就職支援サービスを提供します。
- ・北海道福祉人材センターにおいて、福祉の職場で働きたい人に対する無料職業紹介や福祉職場ガイダンスを実施するなどの支援を行います。
- ・各総合振興局・振興局や母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業の相談、技能習得、就業情報の提供など、ひとり親家庭の親子に対する総合的な就業支援を行います。
- ・雇用推進員を設置し、アイヌの人たちに対する求人開拓、就業相談等の活動を行います。
- ・アイヌの人たちの就職を容易にするため、特殊自動車等の免許の取得や就職の際の支度に対する支援を行います。
- ・生徒が退学する際に、北海道教育委員会のホームページに掲載している支援を受けられる情報を案内するなど、退学後も必要な支援が得られるよう、高等学校等に対して指導・助言に努めます。

(その他の生活支援)

- ・家庭相談員を対象に、相談業務の向上に必要な知識及び技術を修得するための研修、また、各総合振興局・振興局や各市に配置の母子・父子自立支援員を対象に、ひとり親家庭の自立に向けた相談指導等についての研修を行うなど、資質向上を図ります。【再掲】
- ・ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、北海道母子寡婦福祉連合会が行う北海道母子福祉センターの運営に対し財政支援を行います。

○保護者に対する就労支援

保護者の就労支援においては、安定的な経済基盤を確保する観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援に取り組みます。

ひとり親家庭はもちろんのこと、ふたり親家庭についても生活が困難な状態にある家庭については、保護者の状況に合ったきめ細かな支援に取り組みます。

(就労促進に向けた支援)

- ・生活保護受給者の自立に向けた活動は、本人が主体的に取り組むことが重要であることから、インセンティブが働くように就労活動を支援します。
- ・生活保護受給者が安定就労の機会を得たことにより保護を脱却した場合の就労自立給付金の支給を行います。
- ・生活困窮者からの自立に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言、就労の支援その他の自立に関する支援等を行います。【再掲】
- ・生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者等に対し、ハローワークと連携して就労を支援します。
- ・ジョブカフェ北海道に「マザーズ・キャリアカフェ」を設置し、子育てをしながら働きたい女性等の就業をワンストップで支援します。
- ・母子家庭等就業・自立支援センターに就業促進員、就業相談員を配置し、就業に関する相談、技能習得、就業情報提供、自立支援プログラム策定などの就業支援及び地域生活に関する相談のほか、弁護士等による養育費の確保に関する相談など、ひとり親家庭に対する総合的な支援を行います。【再掲】
- ・ひとり親家庭の親の就職に有利となり、生活の安定に資する資格取得の支援を行います。
- ・道立高等技術専門学院において、母子家庭の母等を対象に、職業的自立を促すため、就職に必要な技能・知識を習得する訓練を行います。
- ・雇用推進員を設置し、アイヌの人たちに対する求人開拓、職業相談等の活動を行います。【再掲】

- ・アイヌの人たちの就職を容易にするため、特殊自動車等の免許の取得や就職の際の支度に対する支援を行います。【再掲】
- ・若年者を対象とした「ジョブカフェ北海道」や中高年者を対象とした「ジョブサロン北海道」において、職業カウンセリングや就職支援セミナーの実施、書類作成のためのフリースペースの提供など、就職支援に係る各種サービスを提供します。

(学び直しへの支援)

- ・生活保護世帯の親が、就労収入の増加や保護からの自立につながるよう、学び直しのために高等学校等へ就学する場合の支援を行います。
- ・ひとり親家庭の親が、より良い条件での就職や転職ができるよう、高校認定試験合格のための講座の受講を促進します。
- ・ひとり親家庭の親の雇用の安定や就職の促進を図るため、職業能力開発のための講座の受講支援を行います。
- ・ひとり親家庭の親が、看護師、保育士等の経済的自立に有効な修業を行う場合に支援を行います。

(就労機会の確保)

- ・母子・父子福祉団体の受注機会の増大を通してひとり親家庭の親の就業が図られるよう、清掃等について優先的に発注するよう努めます。

○経済的支援

子育て当事者の日々の生活を安定させる観点から様々な支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促します。

(医療費負担の軽減)

- ・全国全ての自治体がこどもの医療費助成を実施している状況を踏まえ、全国一律の制度などを創設するよう、国へ要望します。
- ・子育て家庭の経済的な負担につながる医療費の軽減を図るため、乳幼児等医療給付事業による経済的支援を行います。

- ・慢性疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とするこどもの入院・通院に係る医療費について支援します。
- ・ひとり親家庭の経済的負担につながる医療費の軽減を図るため、ひとり親家庭等医療給付事業による経済的支援を行います。

(妊娠や出産費用の負担軽減)

- ・経済的理由により出産費用の負担が困難な妊産婦に対し、指定医療機関で出産を行う場合、その費用への支援を行います。
- ・困窮のため最低限度の生活を維持することができない場合、生活保護制度において、出産扶助として分べん費用等を支援します。

(児童扶養手当の支給)

- ・ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促し、こどもの福祉の増進を図ることを目的として児童扶養手当制度の周知に努めます。【再掲】

(生活の安定に向けた経済支援)

- ・保育料の無償化について、対象者の拡充を国に要望します。
- ・知識技能の習得や医療・介護の受給期間中又はひとり親家庭になって間もない時期や失業中におけるひとり親家庭の生活を安定させるため、必要な支援を行います。
- ・低所得世帯や障がい者・高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を目的に、生活資金、修学資金等の支援を行います。

(養育費の確保に関する支援)

- ・両親の離婚後、養育費の支払いが適切に確保されるよう、養育費に関する相談支援を行います。
- ・母子家庭等就業・自立支援センターに就業促進員、就業相談員を配置し、就業に関する相談、技能習得、就業情報提供、自立支援プログラム策定などの就業支援及び地域生活に関する相談のほか、弁護士等による養育費の確保に関する相談など、ひとり親家庭に対する総合的な支援を行います。【再掲】

○ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等の自立に向けて、生活面や就業面などの総合的な支援の充実を図ります。

(相談支援)

- ・各総合振興局・振興局に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に必要な情報提供、相談指導等を行います。【再掲】
- ・母子家庭等就業・自立支援センターに就業促進員、就業相談員を配置し、就業相談、地域生活や養育費に関する相談を行うほか、弁護士等による養育費の確保に関する法律相談を行います。【再掲】

(教育の支援)

- ・ひとり親家庭のこどもの学習支援等を行うため、市町村が実施するひとり親家庭等生活支援事業に対する支援を行います。【再掲】

(生活の安定に資する支援)

- ・生活困窮者からの自立に関する相談に応じ、ひとり親家庭相談窓口など関係機関と連携し、必要な情報の提供や助言、就労の支援その他の自立に関する支援等を行います。
【再掲】
- ・総合振興局・振興局に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に必要な情報提供、相談指導等を行います。【再掲】
- ・母子家庭等就業・自立支援センターに就業促進員、就業相談員を配置し、就業に関する相談、技能習得、就業情報提供、自立支援プログラム策定などの就業支援及び地域生活に関する相談のほか、弁護士等による養育費の確保に関する相談など、ひとり親家庭に対する総合的な支援を行います。【再掲】
- ・ひとり親家庭等において、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合に、生活を支援する者を派遣する市町村の取組に対し支援を行います。【再掲】
- ・福祉事務所などのひとり親家庭の相談窓口が、生活から就業に関する内容までワンストップで応じられる体制の構築や他の支援機関や生活困窮者向けの窓口との連携を図ります。【再掲】

- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法において、保育所に入所する児童を選考する際のひとり親家庭のこどもに対する優先入所など、特別な配慮の周知徹底を図ります。【再掲】
- ・ 母子生活支援施設において、様々な事情からこどもの養育を十分にできない母子家庭の保護を行い、自立の促進のために生活を支援します。【再掲】
- ・ ひとり親家庭に対して、住宅の建設又は購入、改築・増築・補修、住宅の移転を行う場合に支援を行います。【再掲】
- ・ ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、北海道母子寡婦福祉連合会が行う北海道母子福祉センターの運営に対し財政支援を行います。【再掲】

(就労の支援)

- ・ 母子家庭等就業・自立支援センターに就業促進員、就業相談員を配置し、就業に関する相談、技能習得、就業情報提供、自立支援プログラム策定などの就業支援及び地域生活に関する相談のほか、弁護士等による養育費の確保に関する相談など、ひとり親家庭に対する総合的な支援を行います。【再掲】
- ・ ひとり親家庭の親の就職に有利となり、生活の安定に資する資格取得の支援を行います。【再掲】
- ・ 道立高等技術専門学院において、母子家庭の母等を対象に、職業的自立を促すため、就職に必要な技能・知識を習得する訓練を行います。【再掲】
- ・ ひとり親家庭の親が、より良い条件での就職や転職ができるよう、高校認定試験合格のための講座の受講支援を行います。【再掲】
- ・ ひとり親家庭の親の雇用の安定や就職の促進を図るため、職業能力開発のための講座の受講支援を行います。【再掲】
- ・ ひとり親家庭の親が、看護師、保育士等の経済的自立に有効な修業を行う場合に支援を行います。【再掲】
- ・ 母子・父子福祉団体の受注機会の増大を通してひとり親家庭の親の就業が図られるよう、清掃等について優先的に発注するよう努めます。【再掲】

(経済支援)

- ・ひとり親家庭の経済的負担につながる医療費の軽減を図るため、ひとり親家庭等医療給付事業による経済的支援を行う。【再掲】
- ・ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促し、こどもの福祉の増進を図ることを目的として児童扶養手当の支給制度の周知に努めます。
- ・知識技能の習得や医療・介護の受給期間中又はひとり親家庭になって間もない時期や失業中におけるひとり親家庭の生活を安定させるため、必要な支援を行います。【再掲】
- ・両親の離婚後、養育費の支払いが適切に確保されるよう、養育費に関する相談支援を行います。
- ・母子家庭等就業・自立支援センターに就業促進員、就業相談員を配置し、就業に関する相談、技能習得、就業情報提供、自立支援プログラム策定などの就業支援及び地域生活に関する相談のほか、弁護士等による養育費の確保に関する相談など、ひとり親家庭に対する総合的な支援を行います。【再掲】

⑰ 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

○障がいの有無にかかわらず安心してともに暮らすことのできる地域づくり

(経済的支援)

- ・特別児童扶養手当等の経済的支援を行うとともに、こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進めます。

(質の高い支援の提供)

- ・障がいのあるこどもとその家族への支援が身近な地域で受けられるよう、健康診査などの母子保健事業や、障がいのあるこどもの発達支援に着目した専門的な支援など、市町村における包括的なこども発達支援体制の整備を支援します。
- ・市町村において実施が困難な専門的支援について、子ども総合医療・療育センターや旭川子ども総合療育センター等が広域的に実施するとともに、圏域内の関係機関等に対する研修や情報交換等の機会を通して、地域の人材育成等を推進し、支援体制の充実を図ります。
- ・障がいのあるこどもに対する相談支援、通所支援、入所支援のサービス提供基盤となる施設や事業所等の整備を促進します。

- ・ 医療、教育との連携はもとより、子育て一般施策における障がい児支援との連続・連携した支援や、家庭的な養育環境を提供する里親制度の活用などについて推進します。
- ・ 障がいへの気づきの段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援の充実を図るとともに、どの地域においても等しく一定の支援が受けられるよう地域支援体制の構築を図ります。
- ・ 発達障がいのあるこどもについては、早期に発達の遅れや偏りに気づき支援につなげるため、支援の質の向上等を促進します。
- ・ 障害児入所施設に入所しているこどもが18歳以降、環境を円滑に移行できるように、移行調整に係る協議の場の設置を進めます。

(地域における障がい児支援体制の強化)

- ・ 市町村が関係機関の連携のもとで、ライフステージに応じた支援体制が確保できるよう、相談支援専門員の育成、資質及び専門性の向上に向け取組を促進します。
- ・ 児童発達支援センターの設置を推進するほか、施設基準を満たせずに同センターを設置できない場合には、保育所等訪問支援、障害児相談支援等の指定を受け児童発達支援センターと同等の機能を有する市町村中核こども発達支援センターの整備を促進します。
- ・ 障害児通所支援事業の質の向上を図るため、関連施設との連携を促進するとともに、事業所の指定、指導監査、人材育成の研修等のあらゆる機会に「児童発達支援ガイドライン」等を活用し、より一層の支援の充実を図ります。
- ・ 障害児入所施設を利用することとその家族への支援については、自立支援協議会等の場を活用し、市町村等の関係機関と連携するなど、入所施設を利用する前からそれぞれの支援体制を確認し、退所後の支援を見据え、連絡調整を図ります。
- ・ 北海道では、障害児入所施設が設置されていない圏域がある現状から、地域の実情に応じ、身近な地域で家庭的な生活が提供される環境づくりを推進します。
- ・ 18歳を迎えるこどもが、退所後も安心して生活できるよう、入所中から、日中活動の体験利用や宿泊体験、自立支援協議会等の場を活用し、市町村、障害児入所施設、児童相談所、保健センター、医療機関、相談支援事業所、学校及び障害福祉サービス事業所等の職員等の連携のもと、その子に適した進路支援を行う体制を整備します。

(インクルージョンの推進)

- ・ 児童発達支援センター等が保育所等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がいのあるこどもの地域社会への参加・包容の推進を図るとともに、保育所等訪問支援による、障がいのないこどもの集団生活への適応、障がいのあるこども本人への支援や訪問先施設等の職員に対する支援方法等の指導等を行います。
- ・ 昼間、保護者がいない児童に生活と遊びの場を提供する放課後児童クラブでの障がいのある児童の受入れを促進します。

(専門的支援が必要な障がい児への支援の強化)

- ・ 常時介護を必要とする障がいのあるこどもが自らが選択した地域で生活できるよう日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の充実を図るとともに、体調の変化等に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進します。
- ・ 本人やその家族等への適切な支援が図られるよう、北海道医療的ケア児等支援センターが中心となり、医療的ケアが必要なこどもを持つご家族や関係機関からの相談に対応するほか、支援を総合的に調整する医療的ケア児等コーディネーターを養成するなど、支援体制の充実に努めます。
- ・ 医療的ケアを必要とするこどもへの支援の充実を図るため、各圏域、各市町村における協議の場の設置を進めるなど、地域や関係機関における連携体制の構築に努めます。
- ・ 関係機関や「特別支援学校における医療的ケア連絡協議会」等との連携促進を図り、その支援が学齢期から青年期に円滑に引き継がれるよう努めます。
- ・ 重症心身障がいや医療的ケアの必要な在宅の障がいのあるこどもの家族の休息（レスパイト）の確保など、地域生活を支援する体制の充実に努めるとともに、できるだけ身近な地域において必要なサービスが受けられるよう、短期入所等のサービス提供を行う事業所の増加に向けた取組を進めます。
- ・ 重症心身障がいや医療的ケアの必要なこどもの家庭等を訪問し、必要な支援を行うほか、市町村において実施が困難な専門的支援なども含め、重層的な支援体制の整備を図ります。

- ・ コミュニケーションを築くうえで必要な集団適応を早期に身につけるため、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のため、協議会の設置や新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書の周知等、新生児聴覚スクリーニングや乳幼児健康診査の際になるべく早く難聴に気づき、療育につなげる取組を進めます。
- ・ 難聴児及びその家族が、身近な地域において適切な相談支援及び療育を受けることができるよう、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めます。
- ・ 聴覚障がいのあるこどもの早期療育体制を図るため、道立聾学校において聴覚障がいのある乳幼児を対象とした相談・支援を行います。
- ・ 適切な医療を提供するため、障がいに応じた専門医療機関や障がい者歯科医療協力医・歯科衛生士の確保に努めるなど、保健・医療、福祉が連携し、総合的な支援体制を確保します。

(家族支援の充実)

- ・ 発達障がいのある子の子育てに対する家族の不安感に寄り添えるよう、ペアレントメンターを養成し、市町村が行う家族への相談支援体制づくりを支援します。
- ・ 障がいの受止めや将来に対する不安などを抱えている家族に対して、保健センターや保健所、児童相談所、療育機関など関わりを持つ機関の専門家が、心理的なケアやカウンセリング等の支援を行います。
- ・ 障がいのあるこどもを持つ家族の精神的・肉体的負担を軽減するため、身近な地域で日中一時支援や短期入所等が利用できる体制整備に努めます。
- ・ こどもに障がいがあることによって就労が制限されることのないよう、家族の就労のための支援に努めます。
- ・ 障がいのあるこどものきょうだいの支援も重要であることから、きょうだい支援の活動をしている団体等と連携した心の支援の取組を進めます。

(障がいの早期発見・早期支援)

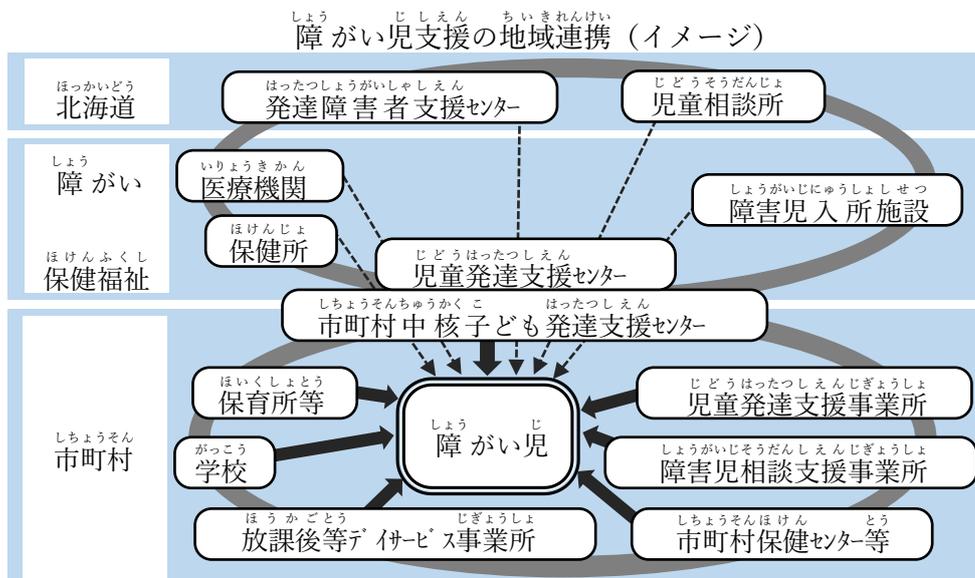
- ・ 健康診査の充実など、発達の遅れや障がいの可能な限り早期の発見に努めるとともに、早期支援へつなげるため、子育てをする親の思いに寄り添いながら、支援という視点を大切に乳幼児健康診査の充実に努めるなど、市町村における母子保健活動を支援します。

- ・ 発達の遅れや障がいのあるこどもの、こどもとしての育ちを保障し、必要な支援や適切な療育を行うため、児童相談所、保健所、市町村、教育委員会、医療機関、児童福祉施設、学校など、地域の関係機関が連携し、乳幼児期から学齢期、学齢期から青年期へ一貫した支援に努めます。

(関係機関の連携等)

- ・ 市町村、保健センター、病院・診療所、訪問看護ステーション、児童相談所、発達障害者支援（地域）センター、障害児相談支援事業所、保育所、認定こども園、幼稚園、学校等の関係機関と連携を図り、支援が必要なこどもと保護者の支援が保育所や学校そして就労等に適切に移行され、適切な支援が引き継がれていく体制を整備します。
- ・ こどもの発達の遅れ、偏りについて、気づきの段階から継続的な支援を行うため、母子保健やこども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を進めます。
- ・ 障がいの早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、乳幼児健康診査等の母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、日頃から障がいのあるこどもに関わる部局と、子育て支援担当部局、保健医療担当部局や教育委員会との連携を密に図る体制づくりを進めます。
- ・ 市町村で保健・福祉・教育等との連携を促進するため、振興局が行う発達支援に関わる関係職員の研修と教育局が行う特別支援教育に関わるセミナーを合同で開催するなどし、関係機関における情報の共有化を図ります。
- ・ 障がいのあるこどもへの支援が適切に行われるために、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援事業所等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図り、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれる体制の整備を進めます。
- ・ 幼児期から学齢期、青年期へと一貫した支援が行われるよう、乳幼児期からの支援ファイルと学校等で作成される個別の教育支援計画を一体的に活用するとともに、サービス利用の際の障害児支援利用計画等や事業所で作成される個別支援計画等とも連動した支援を進めます。

- ・市町村における自立支援協議会と市町村特別支援連携協議会、障がい福祉計画等圏域連絡協議会と各教育局に設置している特別支援連携協議会、道本庁に設置する発達支援推進協議会と広域特別支援連携協議会がそれぞれ連携した、福祉と教育及び関係機関による重層的な支援体制を推進します。



○障がいのある子ども・若者の学びの充実

（インクルーシブ教育システムの充実に向けた取組）

- ・教育委員会や学校などにおいて、保健・医療・福祉等の関係機関や道立特別支援教育センター等と連携を図りながら、保護者に対し適切な情報提供を行い、発達の遅れや障がいのある子どもへの早期からの教育相談・支援の充実に努めます。
- ・個別の教育支援計画作成の意義について普及を図るとともに、学校間はもとより、学校と保育所や幼稚園、子ども発達支援センター等の関係機関、卒業後の就労先などとの間で、個別の教育支援計画等の引継ぎが円滑に行われるよう、相互の連携を促進します。
- ・就学にあたって、本人・保護者等に対し、十分情報提供をしつつ、その意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成が行われるよう、関係機関と連携の下、早期からの教育相談・支援の充実に努めます。
- ・発達の遅れや障がいのある幼児に対して、保健・医療・福祉関係機関等が連携して、教育相談を推進します。

- ・ 小・中学校における児童生徒に対する指導や支援の充実のための教育環境の整備、並びに就学動向や障がいの状態に応じた特別支援学校の整備など義務教育の充実に努めます。
- ・ 障がいのある生徒の後期中等教育の機会を確保するため、職業学科を設置する特別支援学校高等部など、受入体制の整備に努めます。
- ・ 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が体験的な学習等を通して互いに理解を深める交流及び共同学習を一層推進するとともに、児童生徒のボランティア活動の取組を推進し、高齢者や障がいのある人とのふれあいや交流など教育活動を充実します。
- ・ 特別支援学校等の教育活動の公開やホームページによる情報発信などを通して、特別支援教育に対する理解・啓発を進めます。
- ・ 障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、医療機関等との密接な連携を図るとともに、自立活動担当教員の育成・確保に努めます。
- ・ 障がいの特性に応じた指導やICT（情報通信技術）を活用した指導等を効果的に行うための施設設備の整備や、医療的ケアに対応するための看護師の配置など、教育環境の整備に努めます。
- ・ 訪問教育を充実するため、指導内容・方法等の改善や教材・教具の開発の促進に努めます。
- ・ 幼稚園、小・中学校、高等学校等における発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の特性に応じた指導や支援の充実に努めます。また、特別支援教育支援員の配置など、教育環境の整備の促進に努めます。
- ・ 児童相談所などの関係機関との連携を図りながら、道立特別支援教育センターにおける特別支援教育に関する総合的研究、相談事業、特別支援教育関係職員の研修等の充実に努めます。
- ・ 幼稚園、小・中学校、高等学校等の教職員の専門性を高めるため、特別支援学校等と連携を図り、特別支援教育に関する研修の充実に努めます。

（学校卒業後における障がい者の学びの支援促進）

- ・ 学校卒業後の学習活動を推進するため、関係機関との連携により学習機会の充実に努めます。

⑱ 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

○総合的な児童虐待防止対策の推進

- ・ こどもへの重大な人権侵害である虐待を防止するため、民間企業や団体等との連携の下、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンなどの児童虐待防止に関する普及啓発を行います。
- ・ 道のホームページ等様々な媒体を通じて、児童虐待を発見した際の通告義務について周知を図るとともに、通告先や相談窓口に関する広報を行います。
- ・ 児童虐待の未然防止や早期発見のためには、多様な相談方法を確保する必要があることから、SNSを活用した「親子のための相談LINE」の普及を図ります。
- ・ 児童相談所において、専門職員の法令等に基づく増員に加え、児童福祉に精通した職員の採用や研修の充実による人材確保・人材育成を進めるとともに、必要に応じ医師や弁護士から専門的な助言を受けることによる医療的対応力や法的対応力の充実など、児童相談所機能の強化を図ります。
- ・ 地域の関係機関において、こどもの育ち・生活環境に関する情報共有や支援が円滑に行えるよう、児童相談所が要保護児童対策地域協議会へ積極的に参画するとともに、市町村をはじめ、関係者向けの研修を実施し、地域における見守りや相談対応の充実、こども家庭センターの設置促進や設置後のサポートに努めます。
- ・ 地域において、こどもやその家族に対する見守りや適切な支援が行われるよう、児童相談所への虐待通告案件について、警察や要保護児童対策地域協議会などこどもに関わる関係機関の間での情報共有を徹底します。
- ・ 居住実態が把握できないこどもの発生を未然に防止するとともに、発生した際のこどもの安全確認が円滑に進むよう、市町村や児童相談所をはじめ関係機関の連携の強化を図ります。
- ・ 市町村における母子健康手帳交付や乳幼児健康診査等の母子保健活動を通じ、虐待のリスクのある家庭を早期に把握し支援する「虐待予防ケアマネジメントシステム」の活用を促進します。
- ・ 妊娠期や出産後の早期の段階から医療機関と保健機関が情報を共有し、虐待のリスクのある家庭を把握し支援する「養育者支援保健・医療連携システム」の活用を促進します。

- ・ 保育所等において虐待のリスクのある家庭を早期に把握し、市町村の母子・福祉部門と連携し支援につなげる「児童虐待予防スクリーニング・保育所連携システム」の活用を促進します。
- ・ 市町村における乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業の着実な実施により、虐待のリスクのある家庭の早期把握や支援を行います。
- ・ 虐待リスクのある家庭は、子育ての困り感が強いことが多いため、市町村における乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業の着実な実施により、早期把握や支援を行います。
- ・ 「虐待予防ケアマネジメントシステム」等により早期に把握した養育困難家庭に対し、関係者間の緊密な連携のもと、より有効に支援できるよう、要保護児童対策地域協議会の活用の徹底を図るとともに、こども家庭センター・児童相談所・保健所等による支援の充実を図ります。
- ・ 各児童相談所の所管区域ごとに児童家庭支援センターを設置し、児童に関する家庭その他からの専門的な知識及び技術を必要とする相談に対応するほか、児童相談所から受託しての指導や市町村の求めに応じた技術的助言や必要な援助の実施、関係機関との連絡調整などにより、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ります。
- ・ 里親、ファミリーホーム、児童養護施設等、一時保護所において、虐待予防の研修を実施することによって、被措置児童等虐待の予防を図ります。
- ・ 児童虐待や犯罪、いじめ等により被害を受けたこどもの立ち直りを支援するため、専門家によるカウンセリングや保護者への助言など、関係機関と連携したきめ細やかな支援を行います。
- ・ 配偶者やパートナーからの暴力は、男女の人権の尊重や男女平等参画を阻害する暴力的行為であるとともに、児童虐待との関連も深いことから、関係機関との連携を図り、適切な対応に努めます。また、被害者の相談や支援の体制を確保し、相談窓口の周知を図ります。
- ・ 女性への暴力等の根絶に関する認識や相談窓口を広く道民へ浸透させるため、様々な広報媒体を活用した周知を図ります。

○社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

(当事者であるこどもの権利擁護の取組)

- ・ 児童相談所が対応したこどもの権利擁護の観点から、援助方針検討の段階で複数回にわたり、権利ノートを使用してこどもと面接し、こどもが意見を言いやすい工夫を施すとともに、聴取した意見や意向は、十分勘案した上で、こどもの最善の利益を考慮した意見聴取等の機会の確保を促進します。
- ・ 社会的養護が必要なこどもに対し意見表明支援員を派遣し、こどもたちの意見表明等の機会を確保します。
- ・ こどもの権利擁護に関する専門部会の活用を図るとともに、こども自身に自らの権利や権利擁護の仕組みについて、丁寧かつ分かりやすく周知啓発を図ります。

(市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組)

- ・ 説明会や研修会を通じて、市町村におけるこども家庭支援センターの設置を促進するとともに、設置後の支援を行うことで、子育て家庭等に対する支援の充実を図ります。
- ・ 住民からの相談に対応する市町村職員を対象とした研修の充実を図ります。
- ・ 母子生活支援施設の幅広い活用を図ります。
- ・ こどもに関する家庭その他からの専門的な知識及び技術を必要とする相談に対応するほか、地域による支援が適切なケースについては、こどもや保護者を通所させ、あるいは必要に応じて訪問することによって、適切な在宅指導が行えるよう、児童家庭支援センターへの指導委託を促進し、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ります。
- ・ 児童家庭支援センターに対して、家庭等からの相談対応について積極的に技術的助言等を求めるとともに、子育て短期支援事業をはじめとした家庭支援事業を委託するなど、児童家庭支援センターと密接に連携して、市町村による地域のこども家庭支援の充実を図ります。
- ・ 複雑・多様化するこどもや家庭の問題に相談者の身近な地域で適切に対応するため、妊産婦等支援や親子関係再構築支援、里親等支援等の積極的な活用を促すなど、乳児院や児童養護施設による家庭支援の充実を図ります。

(支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組)

- ・ 家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、情報提供や相談支援を行えるよう、取組に努めます。
- ・ 経済的困難を抱える妊婦の助産制度を担う助産施設の確保について取り組むとともに、特定妊婦等への制度の周知を実施します。
- ・ 妊産婦等生活援助事業の在り方について検討を進めるとともに、こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会において把握した特定妊婦等について、同事業による支援が必要と認められる場合、速やかに市町村から道に報告を行うよう求めるなど、市町村と連携し、自立に向けた積極的な支援はもとより、家庭支援事業の活用も含めた支援の充実を図ります。
- ・ 特定妊婦等への支援に係る職員に対して、研修を実施し、支援の向上を図ります。
- ・ 市町村が実施する妊婦訪問事業、産後ケア事業等についても取組状況を把握し、その充実を図ります。

(代替養育を必要とするこども数の見込み)

- ・ 道における代替養育を必要とするこどもの数の見込みは次のとおりとなっています。

年齢区分	令和7年度 (2025年度)				令和11年度 (2029年度)			
	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降	合計	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降	合計
推計人口	73,507	119,856	504,179	697,542	57,253	101,106	470,853	629,212
代替養育	188	306	1,286	1,780	158	278	1,297	1,733
施設養育	127	207	871	1,205	107	189	878	1,173
里親等委託	61	99	415	575	51	90	419	560

(一時保護改革に向けた取組)

- ・ 令和6年4月に施行された「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」に基づき、児童の権利擁護や就学等の支援、職員配置の充実、第三者評価の実施等、施設的环境改善を図ります。
- ・ 児童相談所が対応したこどもの権利擁護の観点から、援助方針検討の段階で複数回にわたり、権利ノートを使用してこどもと面接し、こどもが意見を言いやすい工夫を施すとともに、聴取した意見や意向は、十分勘案した上で、こどもの最善の利益を考慮した意見聴取等の機会の確保を促進します。【再掲】

- ・ 家庭養育優先の原則を踏まえ、家庭における養育環境と同様の養育環境を検討し、こどもの様々な事情や態様に応じた個別ケアを推進するため、里親、ファミリーホーム、小規模児童養護施設等への委託などにより、一時保護先の確保に努めます。

(代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組)

- ・ こどもの最善の利益を実現していくためのパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底し、必要な体制構築を進めるとともに、こどもの意向や状況等を踏まえつつ、こどもにとって最良の養育先とする観点から代替養育先を検討していきます。
- ・ 代替養育の開始の時点から、こどもの意向や状況等を踏まえながら、こどもを心身ともに安全かつ健全に養育できるよう家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合には、親族等による養育や特別養子縁組に向けた対応を適切に進めます。
- ・ 児童相談所全体のスキルアップを図るため、親への相談支援等に関する所内研修を実施します。
- ・ 市町村と児童相談所が連携して、保護者支援プログラムを実施する団体等と協働し、親子関係再構築支援に当たるとともに、こどもと親が安心して地域で生活するため、親子に関わる多様な機関等の理解促進に努めます。
- ・ 里親・ファミリーホーム・施設と協働しながら親子関係再構築支援を実施します。
- ・ 新たに特別養子縁組のあっせん業務を行うことを希望する民間機関に対しては、必要な助言等を行うなど、事業開始に向けた支援に取り組みます。

(里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組)

- ・ こどもの最善の利益を実現していくためのパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底し、必要な体制構築を進めるとともに、こどもの意向や状況等を踏まえつつ、こどもにとって最良の養育先とする観点から代替養育先の検討を進めます。**【再掲】**
- ・ 里親・ファミリーホームについての広報、啓発を積極的に行うなどして、担い手となる人材確保を図ります。
- ・ 里親やファミリーホームの養育者、補助者に対する研修を実施するとともに、相互交流の場を設け、養育に関する専門性の向上を図ります。

- ・市町村が持つ自治会や子育てボランティアなどとのつながりを活用して里親制度の周知や里親のリクルートを行うなど、積極的に市町村と連携を図ります。
- ・乳児院・児童養護施設や里親会などの地域資源を活用しながら、里親支援センターの設置に向けた検討を進め、里親の開拓・里親委託の推進、里親への支援の充実を図ります。

(施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組)

- ・児童養護施設等における運営や処遇の質の向上、人材育成を図るため、第三者評価の受審を徹底するとともに、体制整備や施設における職員研修を実施し、心理療法職員等の専門職の配置を促進します。
- ・児童養護施設等で暮らす子どもたちが、できる限り良好な家庭的環境で支援を受けられるよう、体制整備や人材育成の取組に対する支援を行います。
- ・児童養護施設等の状況を把握するためのヒアリングや意見交換を随時行いながら、施設の小規模かつ地域分散化等に向けた支援に努めます。
- ・複雑・多様化する子どもや家庭の問題に相談者の身近な地域で適切に対応するため、妊産婦等支援や親子関係再構築支援、里親等支援等の積極的な活用を促すなど、乳児院や児童養護施設による家庭支援の充実を図ります。【再掲】

(社会的養護自立支援の推進に向けた取組)

- ・児童養護施設等退所児童に対し、進学のための新たな奨学金制度の周知、活用を促すとともに、就職や進学に向けた支度費の支給や児童自立生活援助事業によって、生活・就労・自立のために必要な援助を提供し、自立に向けたきめ細やかな支援を行います。
- ・児童養護施設等退所児童に対する自立支援を継続するため、基礎的な生活力を身に付けさせるための措置延長や自立援助ホームの活用を図ります。
- ・児童養護施設等退所児童の職場への定着や就学の継続を支援するため、家賃や生活費の支給を行うとともに、各施設に担当職員を配置し、相談対応や情報提供等のアフターケアの充実を図ります。
- ・社会的養護経験者等が相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びに関係機関との連絡調整等を行う社会的養護自立支援拠点事業を活用して、社会的養護経験者等の自立に向けた支援に取り組みます。

(児童相談所の強化等に向けた取組)

- ・ 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」や基準に沿った専門職員の増員に加え、児童福祉に精通した職員の採用や研修の充実による人材の確保、人材育成を進めるとともに、必要に応じ医師や弁護士から専門的な助言を受けることにより、医療や法的な対応力の強化を図ります。
- ・ 市町村との連携については、連絡調整や技術的援助等を行う市町村支援児童福祉司が中心となり、日頃から市町村と情報共有を行う等、連携体制の整備を図り、要保護児童対策地域協議会への積極的な参画や、関係者向けの研修会を実施し、地域における見守りや相談対応の充実に努めます。
- ・ 地域において、子どもやその家族に対する見守りや適切な支援が行われるよう、児童相談所への虐待通告案件等について、警察や要保護児童対策地域協議会など子どもに関わる関係機関の間での情報共有を徹底します。【再掲】
- ・ 市町村における乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業の着実な実施により、虐待のリスクのある家庭の早期把握や支援に努めます。【再掲】

(障害児入所施設における支援)

- ・ 福祉型障害児入所施設において、良好な家庭的環境の下で養育されるよう、施設整備等を促進します。

○ヤングケアラーへの支援

(普及啓発の促進)

- ・ ケアラー・ヤングケアラーに関する理解を広めていくため、毎年11月を「ケアラー支援推進月間」に位置付け、重点的な広報・啓発活動を展開します。
- ・ 個々のヤングケアラーの負担感や課題感は様々であることを念頭に、その置かれた状況や立場などを道民が広く認知し、理解を深めていくことで、社会からの孤立を防ぎ、本人とその家族が安心して暮らすことができる環境づくりにつなげるため、ポスターやリーフレット等による啓発を実施します。

- ・道のホームページ等において、北海道ケアラー支援条例や関連事業のほか、実態調査の結果、有識者会議の開催状況など、支援に関する取組状況を一体的に掲載するなど普及啓発を促進していきます。また、道庁のツイッターやブログ、知事のフェイスブックなどのSNSに加え、「広報紙ほっかいどう」など、様々な媒体を用いたケアラー支援の周知に引き続き努めます。
- ・支援に携わる関係者や地域住民が広く集い、主体的に理解を深めることができる参加型のシンポジウムやフォーラムを開催するなど普及啓発の効果的な推進に努めます。
- ・民間協働の枠組みを活用し、企業等の理解と協力を得ながら、ポスターやリーフレット等の掲示やラジオ番組を活用した広報など普及啓発の展開を図ります。

(早期発見及び相談の場の確保)

- ・支援を必要とするヤングケアラーの早期発見・把握について、アウトリーチによる実態把握、関係機関や地域による把握の取組、市町村における現状把握が効果的である旨を周知するなどして、市町村や関係機関等の取組を促進します。
- ・地域において適切な相談対応と効果的な支援が行われるよう、ヤングケアラー支援の視点や要支援ケースを把握するポイント、相談対応上の配慮事項、効果的な支援方法などについて、市町村や関係機関の職員、教職員等を対象とした研修を行います。
- ・ヤングケアラーの支援ニーズを早期に把握し、必要な支援に結びつけていくためには、その支援を得るためにはどこの窓口で相談すればよいのかといった情報をあらかじめ周知しておくことが必要であるため、支援ニーズが早期に把握されるよう、市町村や関係機関等における相談窓口の明確化に係る取組を推進します。
- ・支援が必要なヤングケアラーを発見・把握し、適切な支援やサービスにつなげるためには、児童生徒自身による自発的な相談を契機とすることも重要であるため、児童生徒がいつでも気軽に相談できる専門相談窓口を設置し、表面化しづらい支援ニーズの把握と相談援助の取組を進めます。

- ・ 児童生徒にとって最も身近な関係機関である学校において、教職員等が家庭内のケアに関する悩みや負担に気づいた場合、学校が行政に連絡・相談しようとしたときに、支援につなぐ機会を逸することのないよう、学校をはじめとする教育機関と行政の福祉分野が互いに連絡・連携できる関係を構築するため、地域の関係機関から相談・依頼を受け、適切な支援やサービスへのつなぎを担う調整役となるヤングケアラー・コーディネーターを配置し、教育と福祉の連携を強化します。

(ヤングケアラーを支援するための地域づくり)

- ・ 児童生徒にとって、行政など公的機関への相談は心理的ハードルが高いとされていることを踏まえ、オンラインサロンなど当事者同士が気軽に話し合うことのできる居場所づくりを推進します。
- ・ 市町村の希望に応じて、それぞれの地域の実態や課題を把握・検討し、多様な関係機関のネットワークを構築するとともに、支援体制の構築に向けた助言などを行うアドバイザーを派遣することで、市町村における地域づくりを支援します。
- ・ ヤングケアラーが主な介護者となっている場合は、当該児童生徒の「介護力」を前提とせず、支援を必要とする家族へのサービス等の利用に十分配慮することが大切であることから、サービス等の情報を入手しやすくするための工夫を講じるよう、市町村や関係機関等に働きかけます。

⑱ こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

○こども・若者の自殺対策の推進

- ・ 児童生徒の悩みに共感しながら相談に応じる教育相談体制を整備するとともに、こどもをインターネット上の有害情報から守る取組を進めます。
- ・ 児童生徒の自殺が長期休業明けに急増する傾向があることを踏まえ、長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、小学校、中学校、高等学校等における早期発見・見守り等の取組を推進します。
- ・ 学校において、児童生徒が命の大切さを実感したり、人権を尊重する態度を育んだりする教育の充実や、S O S の出し方に関する教育等、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育を進めます。【再掲】

○こども・若者の非行や犯罪を防ぐ環境づくり

- ・ 図書類取扱業者、興行者等への立入調査の実施などにより、青少年条例の規制内容等の周知徹底に努めるとともに、青少年にとって有害な情報を与えないよう事業者等の適切な自主規制が促進されるよう努めます。
- ・ 青少年の非行を防止するため、街頭補導や相談活動など、地域における非行防止活動を支援していくとともに、非行防止教室の開催、地域社会が一体となった取組が促進されるよう総合的な非行防止活動の推進に努めます。
- ・ 20歳未満の飲酒・喫煙は発達段階にある体の成長に様々な影響をもたらすとともに、これらの行為が非行や犯罪への第一歩ともなることから、早い段階での適切な対策に努めます。
- ・ 非行少年等を含む犯罪をした人等が立ち直り、再び社会の一員として地域に定着できるよう、「社会を明るくする運動」等の機会を通じて、各関係機関、関係者等と連携し、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解を深める取組を推進します。

○こども・若者を犯罪被害から守る環境づくり

- ・ 少年の福祉を害する犯罪の捜査・取締活動を推進します。
- ・ 福祉犯の被害者となることを防止するため、学校における性教育や、スマートフォン等へのフィルタリング機能の導入などの普及促進を図ります。また、繰り返して被害者とならないよう、家庭や学校、関係機関等の連携強化に努めます。
- ・ 犯罪被害にあった少年の精神的被害の回復を図るため、学校や警察、犯罪被害者等支援団体との連携による支援の充実に努めます。
- ・ 登下校時の事件・事故等から自らを守ることができるよう、児童生徒等が、安全確保に必要な知識や危険予測・危険回避能力を身につけるための取組に努めます。
- ・ 学校や地域住民、保護者、警察、事業者、施設管理者等の連携による地域社会全体での児童生徒等の安全確保の取組に努めます。
- ・ 児童生徒がスマートフォン等の情報機器を適切に利用できるよう、年齢に応じた家庭での利用のルールづくりの必要性について啓発に努めます。

- ・ 児童生徒をネットトラブルの被害者にも加害者にもさせないように、発達の段階に応じた情報モラル教育の一層の充実を図るとともに、啓発資料の配付など、保護者に対する普及啓発にも取り組みます。
- ・ 情報モラルやルールの指導とあわせて、スマートフォンやインターネット等の危険性についての指導や教員の研修の充実を図ります。
- ・ ボランティアの協力による通学路の安全確保のほか、「子ども 110 番の家」等の緊急避難場所や地域の危険箇所等を掲載した通学安全マップの作成・活用など、関係機関との連携のもと、こどもたちを見守る体制づくりを促進します。【再掲】
- ・ 登下校時における通学路の安全確保に向けた警戒活動や、自主防犯活動を行う団体等への支援、犯罪の発生状況や防犯情報等の提供による住民の自主防犯行動の促進等を図ります。【再掲】
- ・ スクールガードの養成やスクールガードリーダーの巡回指導など、市町村における地域ぐるみの安全体制づくりを支援します。【再掲】
- ・ 青少年を犯罪被害から守るため、インターネットなどからの有害情報の閲覧や有害図書類の販売など青少年に有害な環境の浄化、非行防止に向け地域が一体となって進める啓発活動を支援します。【再掲】
- ・ 児童生徒のインターネットの不適切な利用による問題行動の未然防止や早期発見・早期対応のため、学校における計画的なネットパトロールの実施や保護者等への啓発活動等を推進するほか、地域や学校、家庭など道民一丸となって青少年の非行と被害の防止活動を展開します。【再掲】
- ・ 性に関する正しい知識の習得や薬物乱用の有害性・危険性に関する正しい知識を身につけ、適切な判断や行動ができる力を育むため、学校における健康教育の充実や全道各地域での薬物乱用防止啓発活動を進めるとともに、学校や関係機関などとの連携のもと、地域が一体となった取組を推進します。【再掲】
- ・ 成年年齢が 18 歳に引き下げられたことを踏まえ、自立した消費者として健全な消費生活を送ることができるとともに、各個人が金融に関する知識や判断力を高められるよう、学校教育段階において消費者教育を推進します。【再掲】

- ・ 若年者向け特設ホームページを開設し、若年者の被害の多い消費者トラブルの事例や対処法について情報提供し注意喚起を行い、消費者被害の未然防止・拡大防止に努めます。

【再掲】

(5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

※「隘路（あいろ）」とは、物事を進める妨げとなる困難な問題のこと

⑳ 高等教育の修学支援

○高等教育費の負担軽減

- ・ 国の修学支援制度の状況等を踏まえながら、大学生や高校生等の修学機会の確保に努めます。【再掲】
- ・ 経済的な理由から修学を断念せざるを得ないこどもが少なくなるよう、各種奨学金制度等を継続するなど子育て家庭への経済的負担の軽減を図り、こどもの修学機会の確保に努めます。【再掲】

㉑ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

○若者への就労支援

- ・ 教育部局と労働部局の連携により、早期からの勤労観や職業観の形成のため、保護者への就職に対する意識向上の働きかけや職場体験、インターンシップ等キャリア教育の充実等を図ります。
- ・ 関係機関との連携による経済界や企業への雇用に関する要請を行うほか、就職面接会の開催、多様な職業訓練コースの提供を行うなど若年者への就業を支援します。
- ・ 職業教育を実践する私立専修学校等に対する支援に努めます。
- ・ 正規雇用等を希望する若者の安定した就業に向け、ジョブカフェ北海道において、求職者に対するきめ細やかな職業カウンセリングにより、本人の能力や適性に応じた職種への誘導を図ります。

- ・ 就業面と生活面を一体的に支援する「障害者就業・生活支援センター」において、職業準備訓練や職場実習の斡旋、就業・日常生活上の相談等を実施するなど、障がいのある方の職業生活における自立を図るとともに、「障害者職業能力開発校」における知識・技能の習得機会等の拡大に努めます。
- ・ 障がいのある若者が身近な地域で多様な委託訓練を受講することによる就職の促進を図ります。
- ・ 福祉と地場産業の連携を図り、地域における新たな就労の場の創出と自立促進、各事業所に対する支援に努めるとともに、企業とのマッチングの機会の提供、障がい者雇用に積極的な事業所などへの表彰や、障がい者雇用の一層の促進に関する経済界への要請など、障がい者雇用を促進します。
- ・ 障がいのある人が自らの選択と決定により、参加することができる様々な活動の機会を増やすとともに、社会参加の主体として活躍できるよう、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上を始めとする環境整備を促進します。

○若者が地域にとどまり、働ける場の創出

- ・ 地域の基幹産業である農林水産業への就労を促進するため、農林水産業における担い手の育成・確保を図るとともに、農業経営体の体質強化、漁業経営の強化、林業事業体の経営力強化など、一次産業の活性化及び安定化を図ります。

○若年無業者・ひきこもりの若者を支える取組の推進

- ・ 「地域若者サポートステーション」及び保健・福祉機関、教育機関等と連携し、若年無業者等の職業的自立に向けた支援に努めます。
- ・ 若年無業者・ひきこもりの若者やその家族が相談できる窓口の周知に努めます。
- ・ 「ひきこもり成年相談センター」における相談やひきこもりに関する研修会・相談会を実施し、支援機関と連携を図り、ネットワークの構築に努めます。

② 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

○適切な情報提供や相談体制の整備

- ・ 結婚を望む方の希望が実現するよう、婚活情報総合ポータルサイトなどによる適切な情報提供体制の整備や結婚に関する相談・アドバイス等に適切に対応できるサポート体制づくりを進めます。

- ・ 住み慣れた地域で結婚し、暮らしていくことを望んでいる方々が多くの出会いの機会に恵まれるよう、近隣市町村等が共同で実施する婚活事業など、広域的な連携による結婚サポート事業への支援を行います。

○結婚に伴う新生活のスタートアップ支援の推進

- ・ 市町村が実施する結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用（新居の購入費、家賃、リフォーム費用や新居への引越費用等）の支援について、道のホームページ等で広く周知していきます。

②③ 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

○企業等における取組の促進

- ・ 国等との連携により、働き方に見合った均衡ある処遇の確保や非正規雇用労働者から正規雇用労働者への転換に係る支援制度の導入などを促進します。

○「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」の実現に向けた理解や普及啓発の促進

- ・ 仕事と育児、介護等の家庭との両立を実現できるよう、両立に関する実態等の把握や意識啓発を進めるほか、ハンドブック等による出産、育児、介護などの関連法令や各種支援制度の普及啓発を進めます。
- ・ 男女平等参画社会の実現に向け、家事や育児など家庭生活への男女の平等参画の促進を図るとともに、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の取得義務化など働き方改革を推進するための関係法令をはじめ、最低賃金制度、職場におけるハラスメントの防止、公正な採用選考といった労働関係制度について、国等とも連携し、中小企業の事業主や労働者、学生などに普及啓発を行います。

○両立のための環境整備

- ・ 働く方々が仕事と育児、介護等の家庭との両立が可能となるような職場環境を整えるため、国等とも連携し、専門家も活用しながら、セミナーの開催や優良事例の普及・啓発により、企業の自発的な取組を促進します。
- ・ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」により、仕事と育児、介護等の家庭との両立支援に積極的に取り組む企業等を認定し、各種優遇措置など企業へのインセンティブの付与等を通じ、企業の自発的な取組を後押しするとともに、仕事と家庭の両立に関する企業・労働者双方への意識啓発を行います。

○積極的な企業に対する優遇制度の推進

- ・ 仕事と家庭の両立支援の取組や女性の職業生活における活躍推進の取組を評価基準の一つとした「北海道働き方改革推進企業認定制度」を平成 31 年（2019 年）3 月に創設し、認定企業の取組を広く紹介するほか、各種優遇制度を活用し、多くの企業への取組普及を図ります。

○パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備

- ・ 地域限定正社員、短時間正社員など「多様な正社員」制度の導入の普及、在職者への職業訓練を通じたスキルアップのほか、パートタイム労働者や派遣労働者などの非正規雇用労働者の正社員化や均衡待遇の確保など、労働条件の改善に向けた取組を推進します。
- ・ 企業経営者や労働者等を対象とした労働問題セミナーの開催や労働に関する基礎知識をまとめたガイドブックを配布することにより、関係法令や重要な労働問題に関する周知・啓発を行います。

○広報・啓発活動の充実

- ・ 男女平等参画の実現は、社会の多様性と活力を高め、経済の持続的な発展及び男女間の実質的な機会の平等をもたらすことから、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて働き方改革を推進するとともに、男女平等参画の理念等に関する正しい理解が深まるよう、あらゆる広報媒体を有効に活用して、わかりやすい広報、啓発に努めます。

○家庭における男女平等教育の推進

- ・ 家庭内における固定的な性別役割分担意識にとらわれない個の尊重と家事、育児、介護などについて、男女が平等に共同して担う意識の醸成を図ります。

○仕事と家庭生活が両立できる働き方改革

- ・ 仕事と家庭の両立のための制度の定着を促進するため、仕事と育児、介護等家庭生活との両立に関する意識啓発を進めます。

○働きたい女性の就労・雇用継続支援

- ・ 結婚や出産、育児、介護などの女性のライフイベントにおいて離職する女性を減らすため、働く女性が安心して出産や子育てができる職場環境づくりを支援します。

(6) 施策の総合性を確保するとともに、関係部局、市町村、民間団体等との連携を重視する

⑳ 市町村等関係機関との連携や取組への支援

○住民主体による支え合いの地域づくり

- ・ 地元企業や教育機関等と連携し、様々な既存の地域資源も活用しながら、高齢者や障がいのある方、こども等が、地域住民とともに集い交流し、互いに支え合いながら、安心して生活することができる地域づくりが図られるよう、支え合いの活動の「場」として、「共生型地域福祉拠点」の整備を推進します。

○総合振興局・振興局による市町村支援

- ・ 各地域の実情を踏まえた地域子ども・子育て支援事業を実施するため、総合振興局・振興局ごとに設置した「少子化対策圏域協議会」において、市町村や関係事業者等との連携のもと、地域の課題の把握や優良な取組の収集とその情報共有を行うとともに、地域にあった対策の検討を進めるなど、市町村への支援を促進します。

○移住・定住促進に向けた取組への支援

- ・ 全国主要都市での移住フェア・相談会の開催やオンラインによる相談・セミナー等を行うなど、関係部局、市町村や関係団体等と連携しながら、各地域の魅力のPRとともに、若年層・子育て世帯を中心とした幅広い層へのプロモーションを展開し、道内への移住・定住を促進します。

㉑ 国の施策に関する提案【調整中】

○こども施策の抜本強化・拡充

- ・ 少子化対策への財源措置の充実を図るとともに、雇用の安定やワーク・ライフ・バランスの推進などの働き方改革を国が主導し推進すること。
- ・ 不妊治療等の医療保険適用範囲の拡大、こどもの医療費に関する全国一律の制度創設など、経済的負担の軽減を図ること
- ・ 産後ケア事業に係る財政支援の充実やマンパワー確保のための方策の立案など、産後の女性等を支えるケア体制の一層の推進を図ること。

○子育て支援等に係る施策の充実

- ・ 「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施や保育士等の確保に向けた処遇改善及びキャリアアップ研修の実施などの取組や子育て支援員の養成に支障のないよう、国の責任において財源の確保を図ること。
- ・ 市町村から保育所等に支払われる運営費の基準である公定価格を保育所等の運営実態や地域の実情に即して設定すること。

○こどもの安全・安心の確保

- ・ 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のため、施策の充実を一層図るとともに、市町村や都道府県の取組がさらに進むよう、一層の財源措置を講じること。
- ・ 社会的養育の推進に当たり、地域の実情に即した実効的な取組が行えるよう、人材確保や財源措置等の必要な措置を講じること。
- ・ ひとり親家庭等の自立に向けた、生活面や就業面などの総合的な支援の充実を図ること。

②⑥ 施策の推進体制等

○道の推進体制

- ・ 道では、こども施策を総合的かつ計画的に推進するため、知事を本部長に、関係部長を本部員とする北海道こども政策推進本部を設置しており、引き続き、全庁を挙げてこども施策を推進していきます。

○地域における推進体制

- ・ こども施策を推進する上で、地域の特性や実情を踏まえた取組が重要となることから、総合振興局・振興局ごとに設置している少子化対策圏域協議会において、少子化対策をはじめとするこども施策に係る情報交換や検討協議、市町村への支援を行うとともに、全道連絡会議の開催などを通じて、関係機関と連携した取組を推進します。

○北海道こども施策審議会

- ・ 道では、北海道こども施策審議会条例第1条に基づき、こども施策の推進を図るための知事の附属機関として、北海道こども施策審議会（以下「審議会」という。）を設置し、こども施策の推進に関する重要事項の調査審議等を行っており、計画の推進状況や施策等の評価などに関して、審議会からの意見をいただき、計画に登載する施策や事業の進め方などに反映していきます。